

宇治市男女共同参画計画
第6次UJIあさぎりプラン
(初案)

2025年（令和7年）10月
宇 治 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定経過	5
5 計画の目標	6
(1) めざす将来像	6
(2) 男女共同参画社会とは	7
6 第5次U J I あさぎりプランの取組と成果	8
(1) 目標値・指標値の達成状況	8
(2) 第5次U J I あさぎりプランにおける取組と課題	10
7 本市における男女共同参画の現状	13
(1) 意思決定等への女性の参画	13
(2) 就労状況	14
(3) 暮らし	17
(4) 相談状況	17
第2章 計画の内容	19
1 計画の体系	19
2 第6次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題	21
基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透	24
計画課題(1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透	24
計画課題(2) 幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進	27
計画課題(3) 生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成	28
基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進	30
【宇治市女性活躍推進計画】	30
計画課題(4) 職業生活における男女共同参画の推進	30
計画課題(5) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	32
計画課題(6) 女性のチャレンジ支援	33
基本方向3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	34
【宇治市女性活躍推進計画】	34
計画課題(7) 男性にとっての男女共同参画の推進	34
計画課題(8) 仕事と育児・介護等との両立支援	36
基本方向4 安全・安心な暮らしの実現	38
【困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画】	38
計画課題(9) あらゆる暴力の根絶	38
計画課題(10) 配偶者等に対する暴力の根絶	39
【宇治市DV対策基本計画】	39
計画課題(11) 困難な状況を抱えた人への支援と多様性を尊重する社会づくり	41

計画課題（12）生涯を通じた性差を考慮した健康支援	43
基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進	45
計画課題（13）地域防災における男女共同参画の推進	45
計画課題（14）市民等との協働の推進	47
第3章 計画の推進	49
1 計画の推進体制	49
（1）庁内推進体制	49
（2）宇治市男女共同参画審議会	49
（3）宇治市男女共同参画支援センター	49
（4）計画の周知	49
2 計画の進行管理・評価・公表	50
（1）数値目標等の設定	50
（2）進行管理・評価	50
（3）実施状況の公表	50
3 市民等との連携・協働の推進	50
（1）関係機関・民間団体等との連携	50
（2）市民等との協働	50
4 計画の推進にかかる目標値・指標値	51

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（1999年（平成11年）公布・施行）では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、社会経済情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして「宇治市女性施策推進プラン（UJIあさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。そして、2006年（平成18年）1月には、本市の男女共同参画社会施策の行動指針として、計画期間を5年とする「宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさぎりプラン）」を策定しました。その後、第3次、第4次と各計画期間を5年として策定を行い、2021年（令和3年）3月に「宇治市男女共同参画計画（第5次UJIあさぎりプラン）」を策定しました。

近年では、社会的にジェンダーへの関心が高まりつつありますが、依然として指導的地位に占める女性割合など政策や方針決定過程への女性の参画拡大の進展に遅れが見られ、根強い固定的な性別役割分担意識など、様々な課題が残っています。

また、2019年（令和元年）の新型コロナウイルス感染症によって、生活様式や価値観の変化など社会全体に様々な影響があり、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がった一方で、生活不安やストレスから配偶者等に対する暴力（DV）の深刻化、スマートフォン、SNSの普及による性暴力・性被害の多様化・低年齢化、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による差別や弊害といった新たな課題も明らかになっています。

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会として以下の4点を示しています。

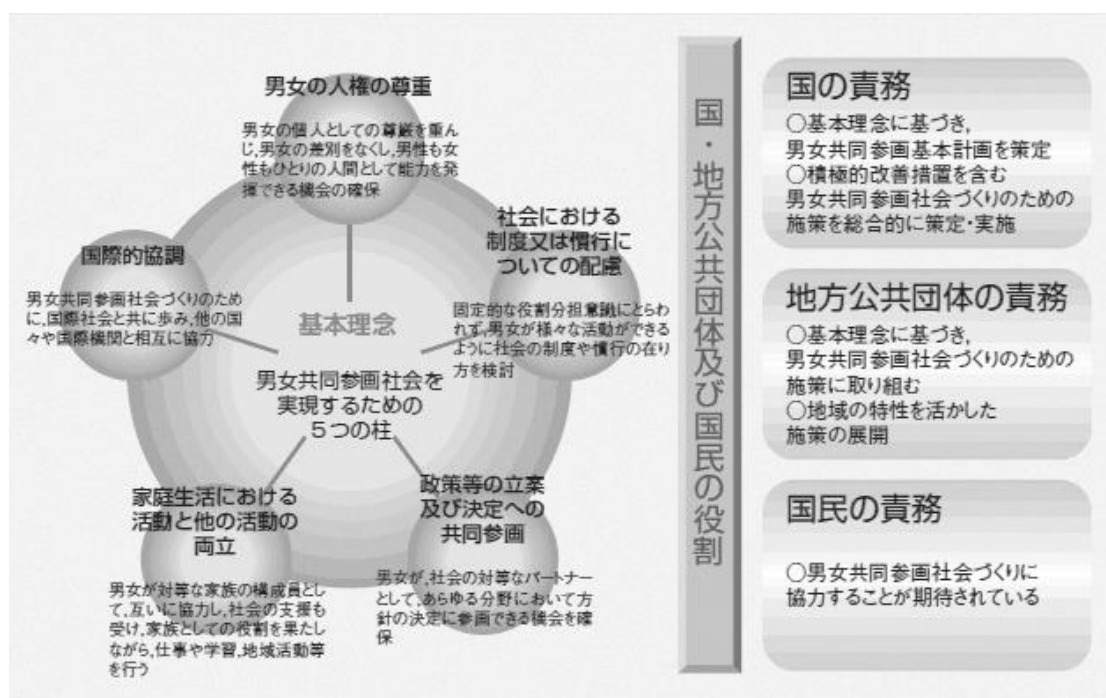
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

これらの実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成促進を図るとしています。

男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされており、2015年（平成27年）9月に国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めています。

このたび、「第5次UJIあさぎりプラン」の計画期間が2025年（令和7年）度で終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応しつつ、真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第6次UJIあさぎりプラン」を策定します。

男女共同参画社会基本法の概要



2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「宇治市女性活躍推進計画」及び、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）第8条第3項に定める「市町村基本計画」である「困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画」を包含します。
- 本計画は「宇治市第6次総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。

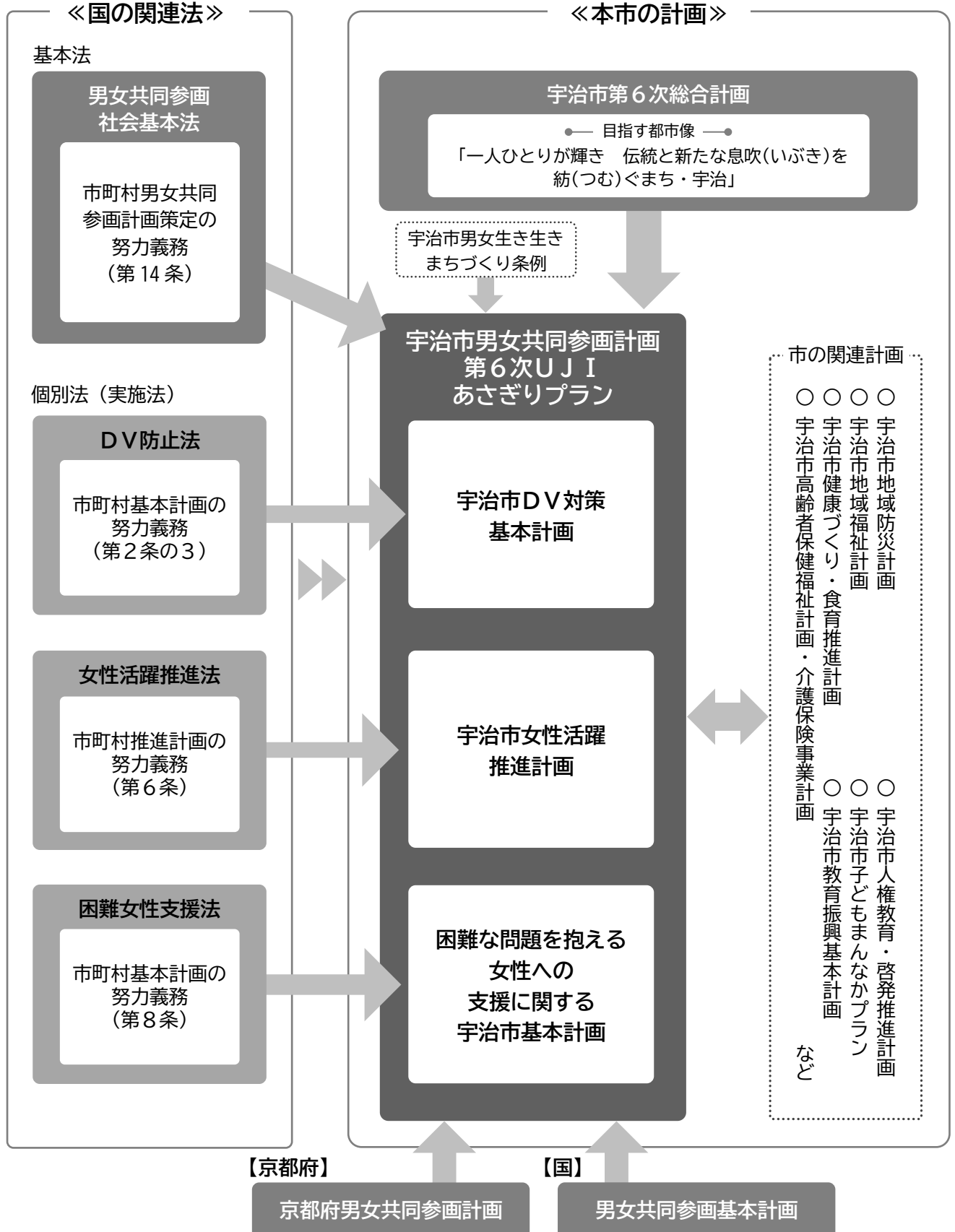
3 計画の期間

計画期間は、2026年（令和8年）度から2030年（令和12年）度までの5年間とします。

計画期間

2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度
第5次 計画	第6次宇治市男女共同参画計画					次期計画

《計画の位置づけ概念図》



4 計画の策定経過

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」や「ワークショップ」などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

【調査の概要】

■実施時期

2025 年（令和 7 年）1 月～3 月

■対象者

・市民意識・実態調査

宇治市在住の満 16 歳以上の市民を対象に 4,000 人を無作為抽出しました。

・事業所調査

宇治市内の事業所を対象に 300 事業所を無作為抽出しました。

■回答方法

郵送による回答及びオンラインでの回答

■回答数及び回収率

・市民意識・実態調査 1,370 通（34.3%）・事業所調査 93 通（31.0%）

【ワークショップの概要】

■実施時期

2025 年（令和 7 年）7 月 5 日

■参加者

市内在住・在学・在勤の方 計 22 名（女性 15 名・男性 7 名）

■内容

男女共同参画計画の策定において、市民意識・実態調査で明らかになった課題をテーマとし、課題解決の方向性などのグループワークを行いました。

「テーマ」 ① 固定的性別イメージの解消 ② 困難な状況への支援

【パブリックコメントの概要】

■期間

2025 年（令和 7 年）11 月 日 から 12 月 日まで

■意見等

件

【宇治市男女共同参画審議会による審議】

■令和 6 年度第 2 回 2024 年（令和 6 年）12 月 13 日

■令和 7 年度第 1 回 2025 年（令和 7 年）8 月 19 日

■令和 7 年度第 2 回 2025 年（令和 7 年）10 月 24 日

■令和 7 年度第 3 回 2026 年（令和 8 年）1 月 日

5 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

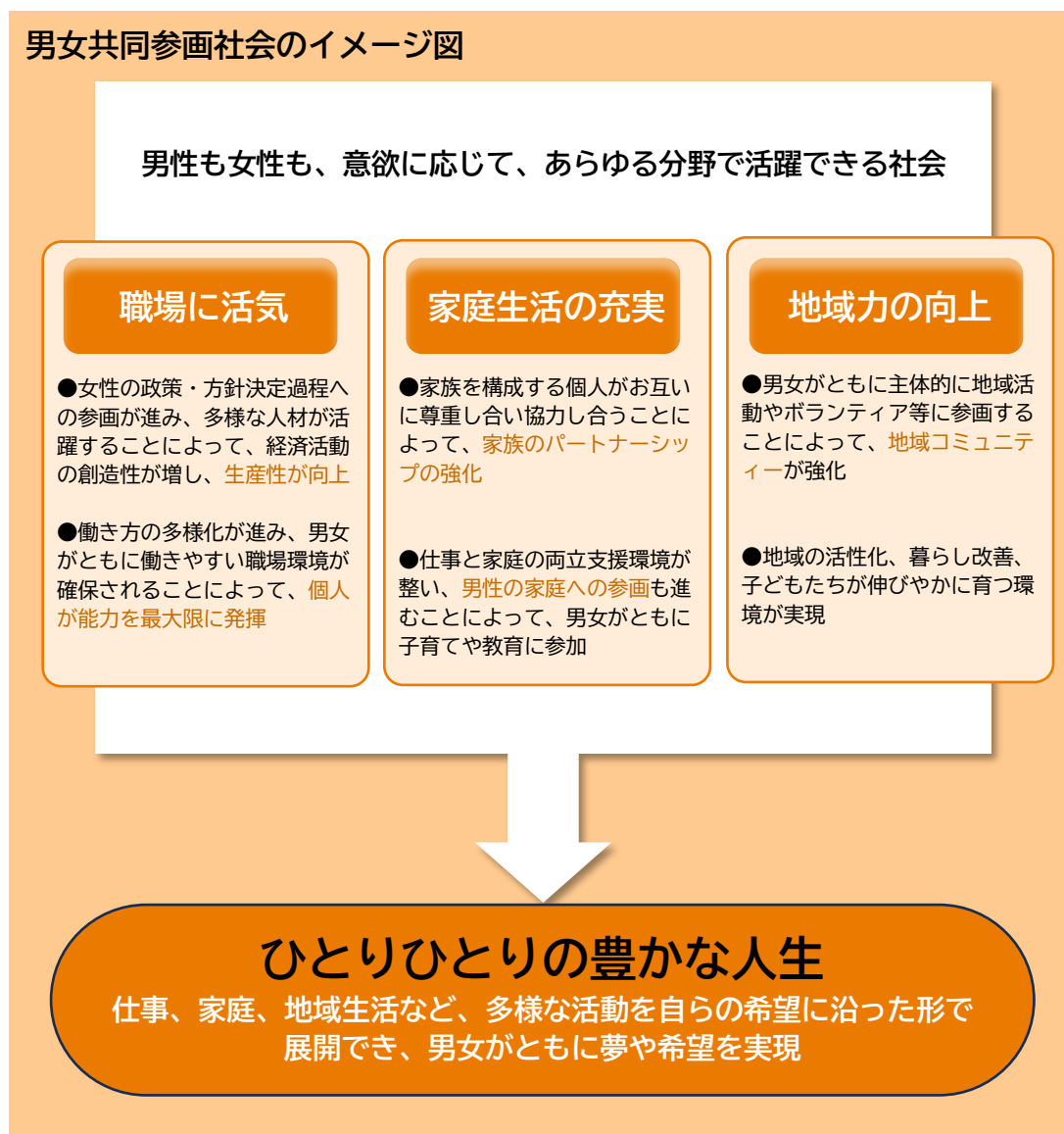
「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を実践できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ① 男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③ 家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為(身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。)及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④ 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤ 男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦ あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧ 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域などにおける多様な活動を一人ひとりの希望に沿ったかたちで展開でき、男女が共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。



内閣府男女共同参画局ホームページより

6 第5次UJIあさぎりプランの取組と成果

(1) 目標値・指標値の達成状況

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	60.4%	71.8%	69.2%	80%
「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」という言葉の認知度	41.7%	67.3%	87.9%	80%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	44.7%	52.7%	56.7%	60%

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合（就業規則等での明示及び相談窓口の設置）	26.4%	15.4%	32.3%	30%
本市管理監督者への女性職員の登用割合	20.2%	22.1%	21.9%	25%
本市審議会等における女性委員の登用割合	28.6%	28.6%	33.0%	40%
女性委員がいない本市審議会等（女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数）	14/88	11/94	8/84	0

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	54.5%	60.5%	67.2%	70%
本市男性職員の育児休業取得率（取得者数/対象者数）	4.0%	11.1%	58.1%	30%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合	52.8%	57.8%	58.1%	70%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合	35.8%	46.0%	50.5%	60%

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
男女共同参画支援センター（ゆめりあうじ）女性のための相談窓口の認知度	26.8%	18.4%	16.9%	30%
「デートDV」という言葉の認知度	-	27.4%	60.4%	40%

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第4次計画 策定時（参考）	第5次計画策定 時(2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2025・R7)
地域活動へ参加したことがある人の割合	66.8%	70.3%	66.4%	80%

(2) 第5次UJIあさぎりプランにおける取組と課題

本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する年次報告書の作成と公表を定め、宇治市男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、計画的に進行管理を行っており、この計画の進行状況については、各年度アンケートによる市民意識調査と具体的施策担当課への「実施状況調査」にて確認しています。

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

「男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透」として、固定的な性別イメージを解消し、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる社会に向けて、職員向けの研修や女性問題アドバイザーを派遣するなど、さまざまな広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めました。

また、「幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進」及び「生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成」に向けて、中学生向けハンドブックを作成し、生徒・教職員への男女共同参画意識の啓発を進めたほか、各図書館や男女共同参画支援センター情報ライブラリーでの啓発図書の展示など、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進・研修の充実に努めました。結果として、男女共同参画に関する言葉の認知度は、現行計画期間内で設定した目標値・指標値を上回る年度があるなど、一定の効果をあげています。

しかし、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「反対」とする意見の占める割合が増える一方で、「わからない」とする意見の割合が増加する年度もあり、性別を問わず社会進出を進めている中、取り巻く環境が変化に追いついていないことや、働き方に対する考え方や家庭内での役割等について、世代によって考え方に変化があることが考えられます。引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別イメージの解消など、世代に応じた広報・啓発に努める必要があります。

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

「職業生活における男女共同参画の推進」に向けては、ホームページや情報誌において女性活躍推進のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などについて広報を実施したほか、女性の就労につながる講座を開催しました。

「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」においては、審議会等への女性委員の登用などを推進するため、審議会等を所管する担当課に対して取り組みの啓発を行いました。第5次計画策定時から数値は改善しているものの、目標値には届いていません。

「女性のチャレンジ支援」としては、起業や就労についての相談事業や講座の開催により、女性の就業や経営参画支援に向けた学習機会を提供しました。また、令和3年度から女性が活動の幅を広げることを目的とした「ここからチャレンジマルシェ」をJR宇治駅前で開催するなど、女性の活躍推進の充実に図りました。

女性の活躍については、徐々に進みつつありますが、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、事業所や地域に向けて、積極的に働きかけることが必要です。

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

「男性にとっての男女共同参画の推進」としては、参加者である男性が子どもやパートナーと参加できる育児や料理など家事に関するセミナーを実施し、家庭での役割分担について学習する機会を設けたほか、男性のための電話相談事業を実施し、男性に向けた男女共同参画の推進に努めました。

「仕事と育児・介護等との両立支援」については、市男性職員の育児休業取得率は令和4年度から指標値を上回る結果となり、令和6年度まで連続して目標を達成することができました。育児パパセミナー実施や管理職員へ制度の周知を行うなど、積極的な取り組みによって、育児休業の対象となる職員だけでなく、職場全体の意識に変化があったが要因と考えられます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児や介護を行う労働者が仕事と家庭を両立できるよう支援し、雇用の継続を図ることなど、一層のワーク・ライフ・バランスの推進に努めるため、市民及び事業所に周知を行う必要があります。

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指し、毎年11月には児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンを実施するなど、DV防止に向けた啓発活動や学習機会の提供に努めました。

また、女性のための相談事業では、相談内容に応じて同行支援、関係機関への紹介や情報提供を行うほか、困難な問題を抱えた女性やその支援者に向けたテーマのセミナーを開催しました。その他、関係課や関係機関との連携強化のため、女性のための相談者ネットワーク会議やDV対策ネットワーク会議を開催し、意見交換や情報共有を行いました。

しかし、女性のための相談窓口については、相談カードを公共施設や医療機関等に配布するなど周知を図りましたが、認知度が指標値には届いていません。

「生涯を通じた男女の健康支援」としては、生涯の各時期に応じた健康対策を推進し、性別にかかわらず誰もが抱える健康リスクについて啓発し、自殺対策セミナーや子宮頸がん・乳がん検診を実施しました。

相談窓口や支援制度の周知とあわせて、暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱えた女性への支援など切れ目のない継続した支援のため、庁内各課をはじめ、関係機関・民間団体等との連携強化が課題となっています。

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

「地域防災における男女共同参画の推進」については、地域出前講座や地域での避難所運営訓練などの実施により、市民に向けた地域防災の啓発に努めました。

また、男女共同参画視点での避難所運営に向けて、男女共同参画課が作成した資料を用いて、災害対策本部班員への研修を実施しました。

「市民等との協働の推進」では、UJIあさぎりフェスティバル開催や、宇治市男女共同参画支援センター関係団体交流会を実施するなど、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、様々な啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めました。

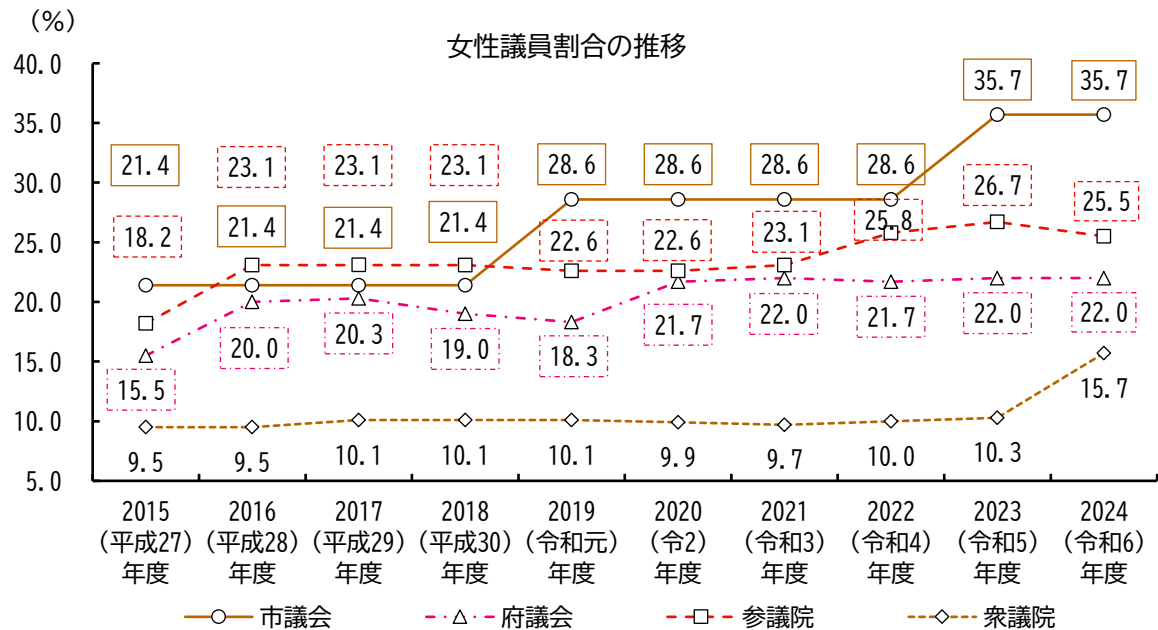
今後も地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざし、市民団体や事業所、NPO法人、関係機関との連携、協働をより一層推進します。

7 本市における男女共同参画の現状

(1) 意思決定等への女性の参画

① 女性議員割合の推移

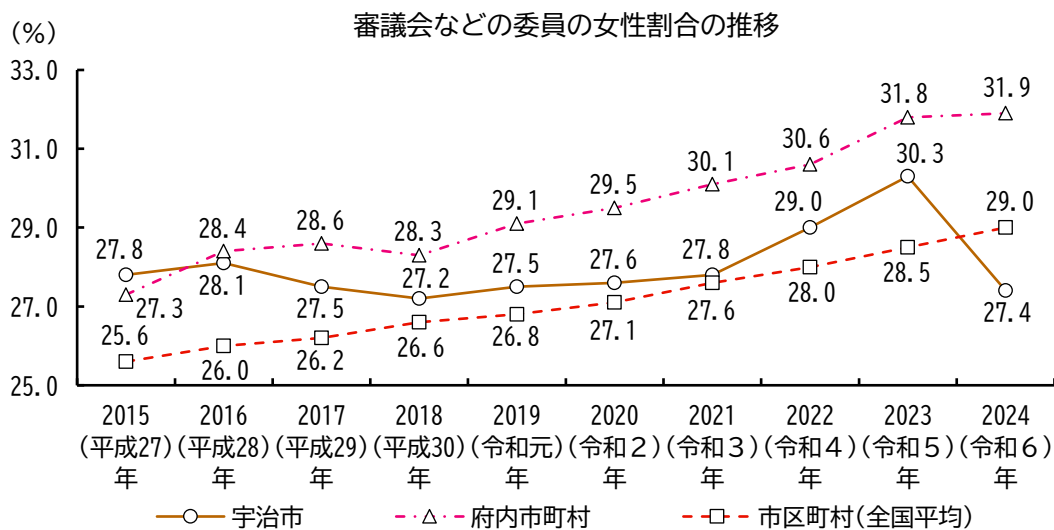
市議会における女性議員割合は、35.7%（28人中10人）で、京都府議会、衆議院及び参議院に比べて高くなっています。



資料：衆議院・参議院及び府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、宇治市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

② 審議会などの委員の女性割合の推移

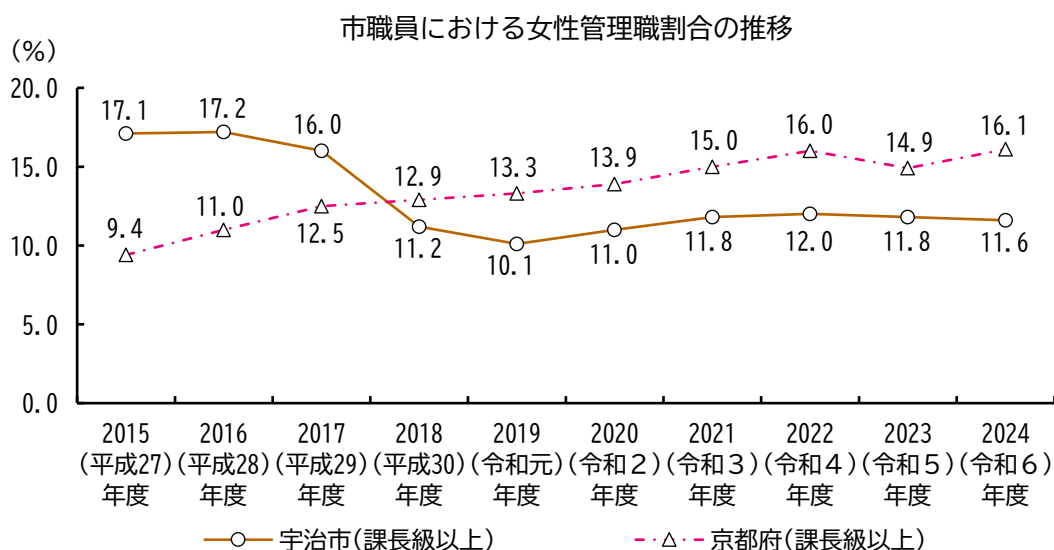
審議会等委員の女性割合は、令和5年まで全国平均より高くなっていますが、令和6年で全国平均、京都府平均よりも低くなっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③ 市職員における女性管理職割合の推移

市職員の女性管理職割合は、2018年度（平成30年）に低下し、それ以降横ばいで推移しており、京都府を下回っています。

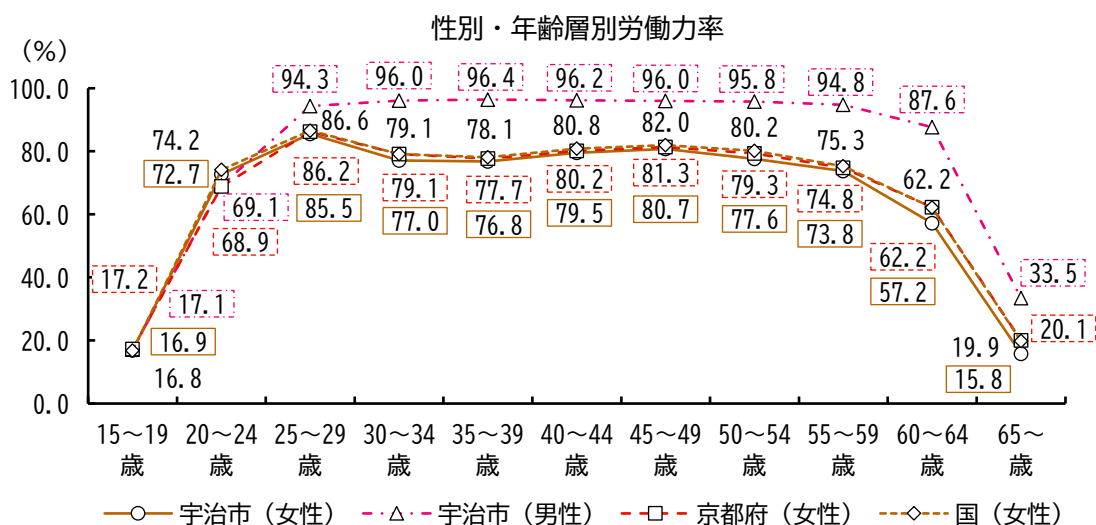


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 就労状況

① 性別・年齢層別労働力率

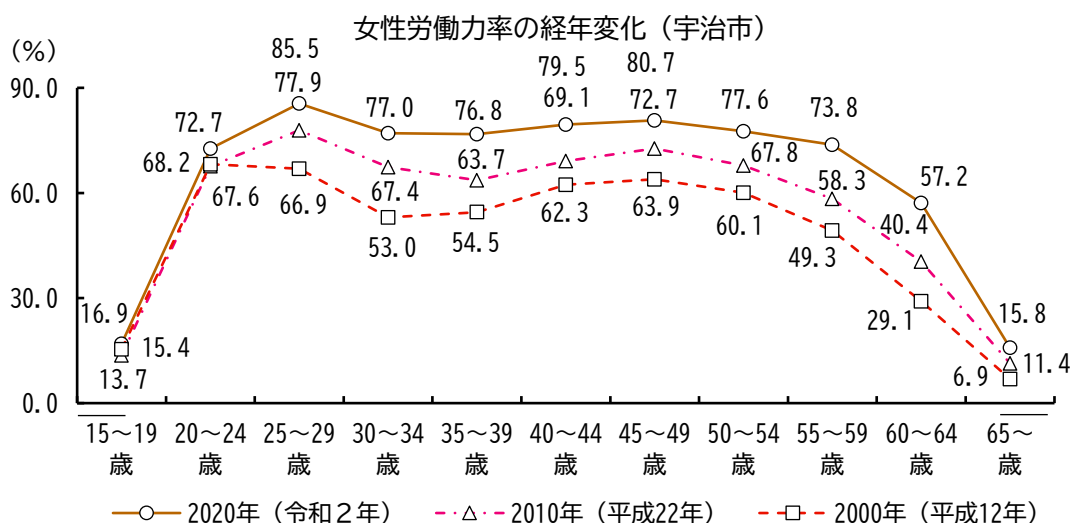
本市における女性の年齢層別労働力率は、全国、京都府とほぼ同程度となっています。本市の男性の30歳代から50歳代の労働力率が約95%であるのに対して、女性は15ポイント以上低くなっています。



資料：総務省「国勢調査」 2020年（令和2年）

② 女性労働力率の経年変化（宇治市）

女性労働力率の変化をみると、この20年間でいわゆる「M字カーブ※」の底（30歳代の労働力率）が大幅に上昇しています。



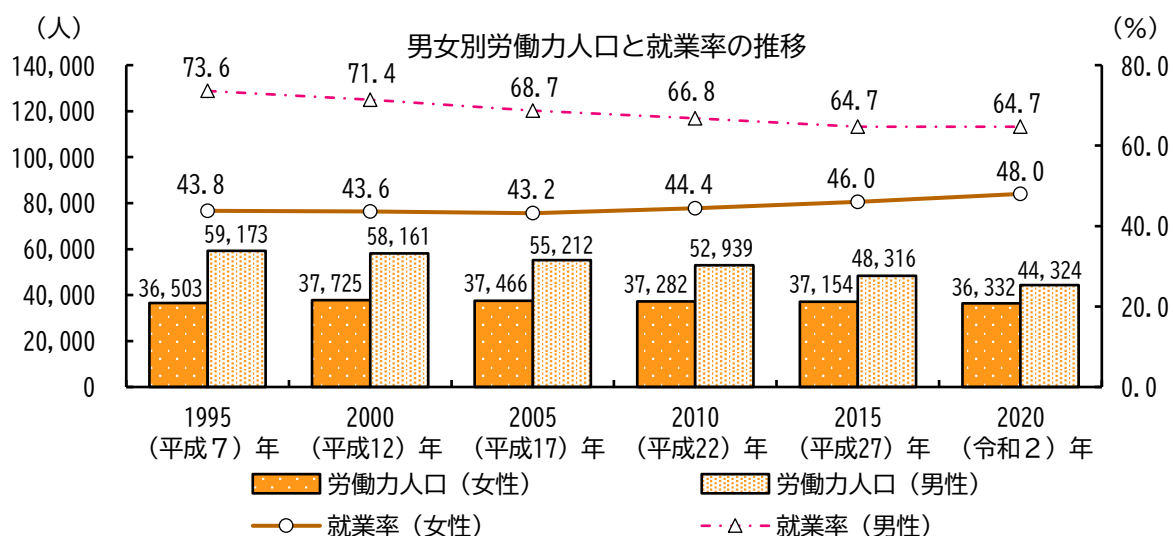
※ M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことを示しています。国際的には台形に近い形が多くみられます。

資料：総務省「国勢調査」

③ 男女別労働力人口と就業率の推移（宇治市）

全国的にみて、男性の労働力人口は減少して就業率も低下傾向ですが、女性の労働力人口は横ばいを維持し就業率は上昇傾向です。

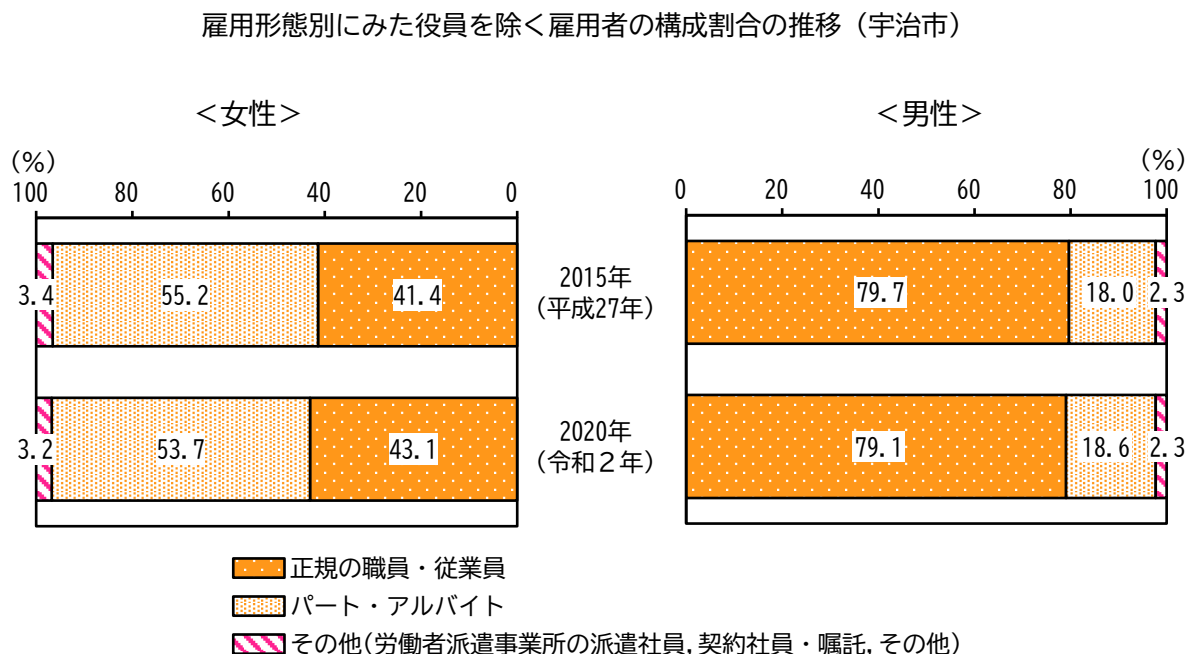
高齢化により、男性は定年退職者の占める割合が高くなっているのに対して、女性はいまだ就業率が低かった子育て世代の就業率が高まったことが背景にあると考えられます。



資料：総務省「国勢調査」

④ 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（宇治市）

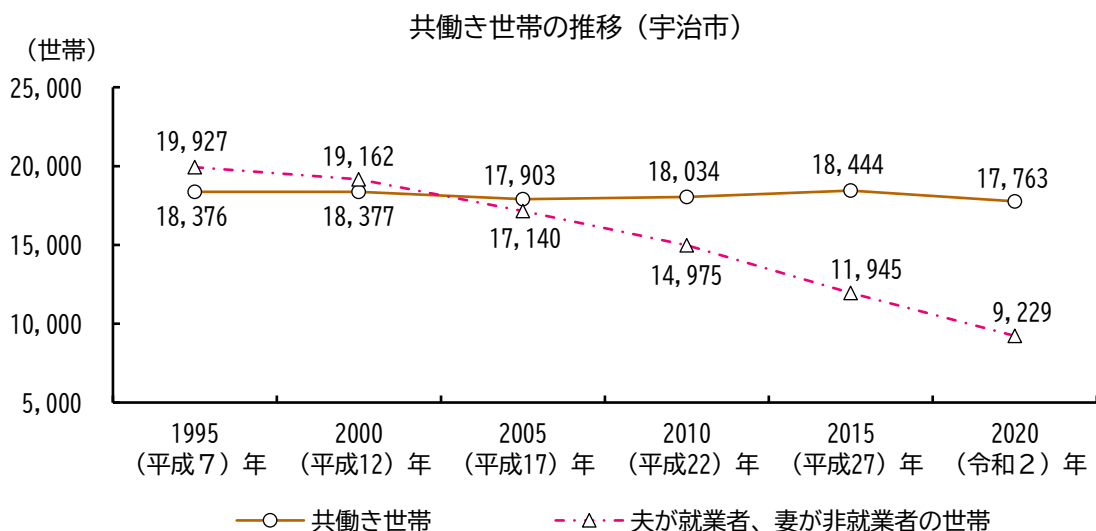
正規の職員・従業員の割合が、男性は約8割に対して、女性では約4割で、5年間でほとんど変化していません。



資料：総務省「国勢調査」

⑤ 共働き世帯の推移（宇治市）

本市では、2005年（平成17年）に、共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回り、その差は大きくなっています。



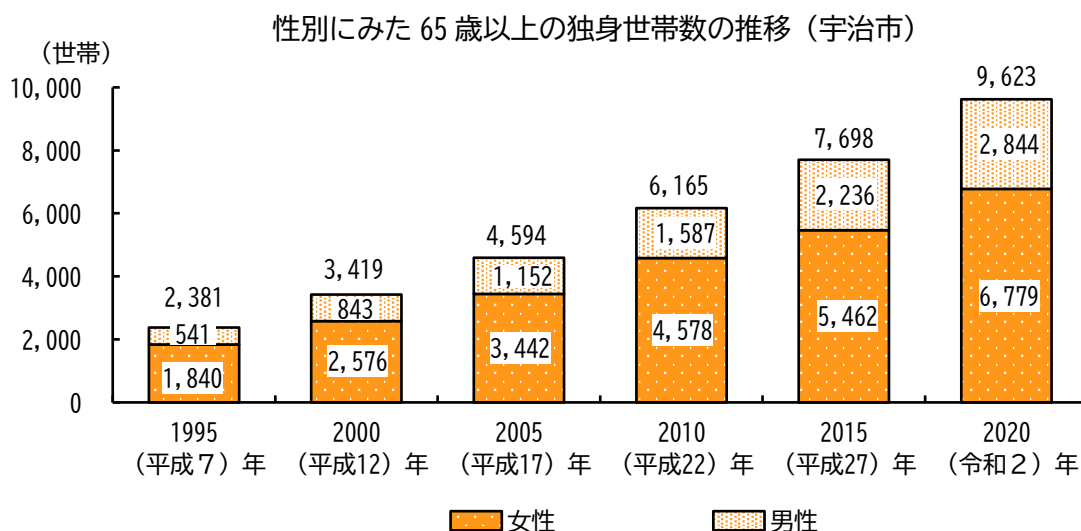
※ 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」

資料：総務省「国勢調査」

(3) 暮らし

① 性別にみた 65 歳以上の独身世帯数の推移（宇治市）

本市では、この25年間で65歳以上の独身世帯数は約4倍に増加しています。独身世帯数のうち女性は約7割を占めています。

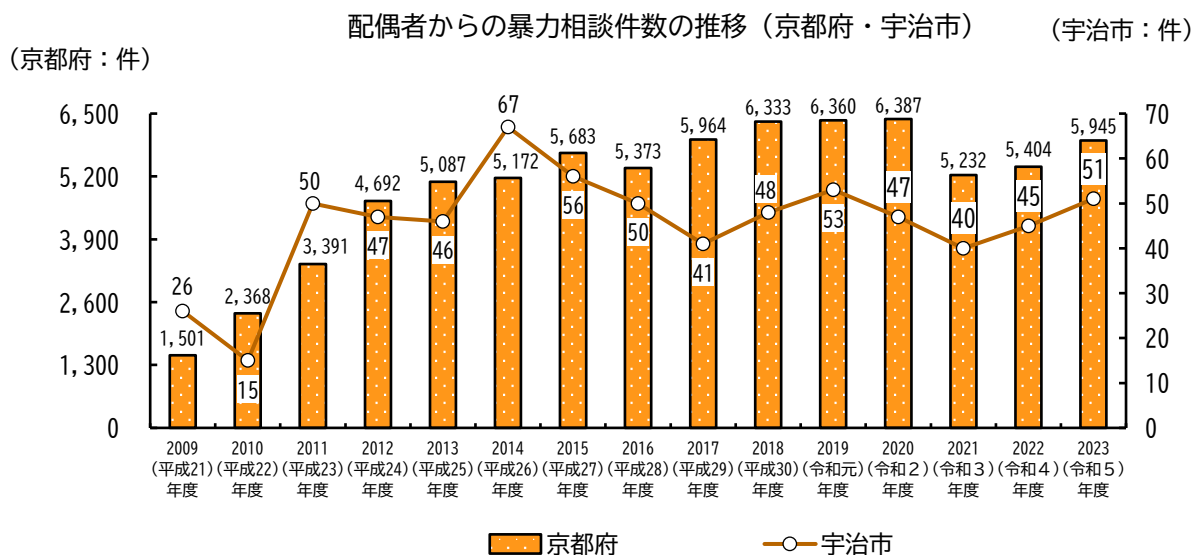


資料：総務省「国勢調査」

(4) 相談状況

① 配偶者からの暴力相談件数の推移（京都府・宇治市）

近年、本市及び京都府における配偶者からの暴力相談件数は横ばいの状況です。



※ 京都府は、京都府府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数（家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター）

資料：京都府は「男女共同参画に関する年次報告」2024年（令和6年）度版及び内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」、宇治市は男女共同参画課

② 宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況

1. 女性のための相談

単位：件

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
一般相談		215	181	188	186	192
	内DV件数（主訴）	56	50	41	48	53
フェミニスト・カウンセリング		79	66	67	96	72
法律相談		37	30	27	28	31
こころとからだの相談		9	4	5	3	4
相談 計		340	281	287	313	299
CoCoチャレ 相談起業 カフェ	回数	24	24	24	24	24
	内出前相談	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
	件数	78	89	86	85	87
	人数（人）	102	110	104	95	111

		2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
一般相談		215	277	360	311	314
	内DV件数（主訴）	47	40	45	51	32
フェミニスト・カウンセリング		67	85	108	76	55
法律相談		34	46	34	37	44
こころとからだの相談		3	7	6	6	6
相談 計		319	415	508	430	419
CoCoチャレ 相談起業 カフェ	回数	24	24	24	24	24
	内出前相談	(2)	(2)	(2)	(0)	(0)
	件数	82	84	77	80	104
	人数（人）	99	109	109	108	141

2. 男性のための相談

単位：件

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)
男性のための電話相談	18	24	31	26	27

	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
男性のための電話相談	42	37	33	21	37

資料：男女共同参画課

第2章

計画の内容

1 計画の体系

[重点課題] [基本方向]

[計画課題]

[推進施策]

固定的な性別イメージの解消	1 多様な選択を可能にする 男女共同参画意識の浸透	(1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透	①固定的な性別イメージの解消に向けた意識啓発
		(2) 幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進	②人権及び男女共同参画に関する相談の充実 ③メディア・リテラシー向上のための教育の推進
		(3) 生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成	④男女平等・男女共同参画教育・学習の推進 ⑤教育関係者等に対する人権・男女共同参画研修の充実
女性の活躍推進とエンパワーメント支援	2 あらゆる分野における女性の活躍の推進 【宇治市女性活躍推進計画】	(4) 職業生活における男女共同参画の推進	⑥男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 ⑦市民の生涯学習活動の支援
			⑧男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進
			⑨職業分野における女性の活躍推進 ⑩女性の就業や経営参画の支援
		(5) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑪本市審議会等への女性委員の登用推進
			⑫企業・地域団体等の役職における女性登用の促進 ⑬市職員における女性登用の推進
		(6) 女性のチャレンジ支援	⑭女性のチャレンジを可能にする環境整備 ⑮女性活躍に向けたネットワークづくりの支援

[重点課題][基本方向]

[計画課題]

[推進施策]

家事・育児・介護等の場における男女共同参画	3 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実現 【宇治市女性活躍推進計画】	(7) 男性にとっての男女共同参画の推進	⑩男性の家事・育児・介護等の参画促進に向けた機会の提供
		(8) 仕事と育児・介護等との両立支援	⑪ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた意識啓発 ⑫仕事と育児の両立を可能にする環境整備 ⑬仕事と介護の両立を可能にする環境整備 ⑭職場における両立支援の促進
あらゆる暴力の根絶と相談支援体制の強化	4 安全・安心な暮らしの実現 【困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画】	(9) あらゆる暴力の根絶	⑮性に基づくあらゆる暴力の予防と支援の強化 ⑯女性に対するハラスメント防止の強化
		(10) 配偶者等に対する暴力の根絶 【宇治市DV対策基本計画】	⑰相談体制と被害者支援の充実 ⑱関係機関等との連携強化
		(11) 困難な状況を抱えた人への支援と多様性を尊重する社会づくり	⑲生活上の困難に直面した女性等への支援 ⑳高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり
		(12) 生涯を通じた性差を考慮した健康支援	㉑リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発 ㉒発達段階に応じた性教育・健康教育の推進 ㉓生涯の各時期に応じた心身の健康対策の推進
地域防災における男女共同参画の推進	5 協働による男女生き生きまちづくりの推進	(13) 地域防災における男女共同参画の推進	㉔男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進 ㉕男女共同参画の視点に立った災害時の対応の推進
		(14) 市民等との協働の推進	㉖男女共同参画のまちづくりに向けた市民活動の促進 ㉗市民等との連携・協働事業の推進

2 第6次UJIあさぎりプランにおいて取り組む重点課題

第6次UJIあさぎりプランを策定するにあたり、男女共同参画における今日的な課題等を勘案して、第5次UJIあさぎりプランに引き続き、以下の重点課題を設定して計画を推進します。本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を年次に作成する実施計画において設定します。

また、計画の推進にあたっては、男女共同参画の理念や事業等について積極的に広報啓発に努める必要があります。

以下5つの重点課題に関わる広報啓発の手法や内容については、年次に作成する実施計画で具体的に示し、効果的に実施します。

（1）固定的な性別イメージの解消

固定的な性別イメージは、社会に広く浸透しているいわゆる「男らしさ」や「女らしさ」といった固定観念や思い込みであり、育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに形成される傾向があります。このような固定的な性別イメージは、日常生活の様々な場面に存在し、無意識のうちに行動や判断に影響を与えます。

このような性別に関わる無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、男性・女性の双方に生きづらさをもたらすだけでなく、世代間での価値観や認識の相違を引き起こし、相互理解を妨げる原因にもなっていると考えられます。

無意識の偏見・思い込みは誰もが持っており、その解消には、自分自身が持っている偏見に気づくことが重要です。また、その根幹は幼少期から長年にわたり形成されることから、大人の言葉かけや多様な体験を通じて、性別に対する柔軟な認識を育み、世代間での相互理解を促進することが不可欠です。

性別によらず個人の可能性を自由に伸ばし、人々が差別や偏見を感じることのない社会の実現に向けた人権・男女共同参画教育の充実が必要です。

(2) 女性の活躍推進とエンパワーメント支援

近年は出産・育児によるとみられる女性の就業率の低下幅は小さくなっており、働く女性の正規雇用比率の高まりが期待される一方、育児休業から復帰後に短時間勤務や時間制約で働く人が増加している中で、多様な人材を公正に処遇する評価・報酬、時間制約の有無にかかわらず成長を促すよう教育機会を提供することが重要となっています。

また、子育て期間中も継続して就労する女性は増加していますが、男性片働き世帯が多い時代に形成された長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として家事・育児・介護等の多くを女性が担い、女性がより大きな負担を感じているという結果が市民意識・実態調査でも明らかになっており、女性が活躍する機会を減らしてしまう要因となっています。

女性がこれまで以上に個性と能力を発揮できる社会を実現し、新たな課題の解決や社会の活力を維持するためにも、起業等へのチャレンジの支援や、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による女性の参画拡大など両立支援に取り組む事業所を支援し、女性の柔軟で新しい働き方を生み出すことを目指します。

(3) 家事・育児・介護等の場における男女共同参画

若年層を中心にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が重視されており、仕事と家事・育児・介護を含めた家庭生活の両立への関心が高まっています。

家事・育児に積極的に関わる男性は、子どもの成長に寄り添うことで充実感を得ることが多く、夫婦間や家族間のコミュニケーションが促進され、家庭内での相互理解や信頼関係の構築にもつながります。

今後の子育て世代では、育児休業を取って子育てをしたい男性が増える一方で、依然として女性の家事等への負担が大きいことから、男性の家事・育児参画促進の環境整備のほか、固定的性別役割分担の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進により、パートナー間のコミュニケーションを深めることで、共働き・共育ての実現に取り組む必要があります。

(4) あらゆる暴力の根絶と相談支援体制の強化

あらゆる暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全・安心な暮らしの実現を妨げる大きな要因となっています。

暴力の背景には、社会における男女の置かれている状況の違いや固定的な社会規範など根深い偏見が影響しています。近年、家庭内暴力（DV）や虐待だけでなく、男性が抱える孤立や社会的プレッシャーに関わる課題も表面化しており、対応がより一層多様化・複雑化している状況があります。

当然のことながら、暴力はその対象の性別を問わず決して許されないものであり、男性や高齢者、障害者、性的マイノリティなど多様な被害者が存在するため、あらゆる暴力を容認しない姿勢を示すことが重要であり、暴力の根絶をめざし、被害者一人ひとりの状況や背景に応じた、早期から切れ目のない包括的な支援を行うことが求められます。

このため、早い段階での相談につなげるための相談窓口の周知や幼少期からの予防啓発に加え、関係機関や民間団体との連携を強化し、相談支援体制の強化を進めることが重要です。

(5) 地域防災における男女共同参画の推進

近年、頻発する災害によって受ける被害は甚大ですが、性別や年齢、障害の有無など様々な社会的状況によって影響が異なり、女性や子どもはより多くの被害・影響を受けることが指摘されています。

しかしながら、これまでの災害時には、男女共同参画の視点に立った避難所運営が不十分であったことから、避難所生活において性別による配慮が欠けていたことや、避難所内で女性や子どもが性暴力被害にあうことが現実には起こっています。

災害時の避難所運営にあたっては、地域に暮らす多様な市民が共に過ごすことになるため、特定の人が我慢を強いられたり、被害にあうことがないように配慮されなければなりません。

今後発生することが予測される災害に備え、より一層男女共同参画の視点から、避難所運営や復興対策、地域防災に取り組むことが必要となっています。

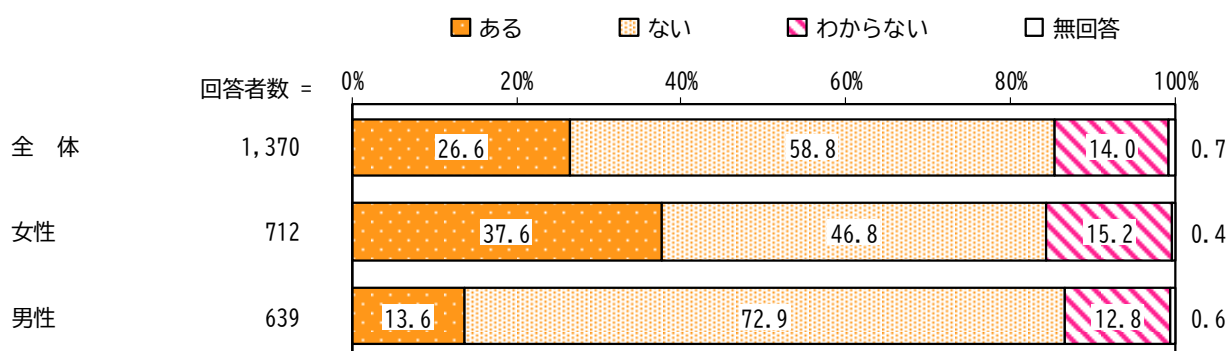
基本方向１ 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

計画課題（１）男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透

現状と課題

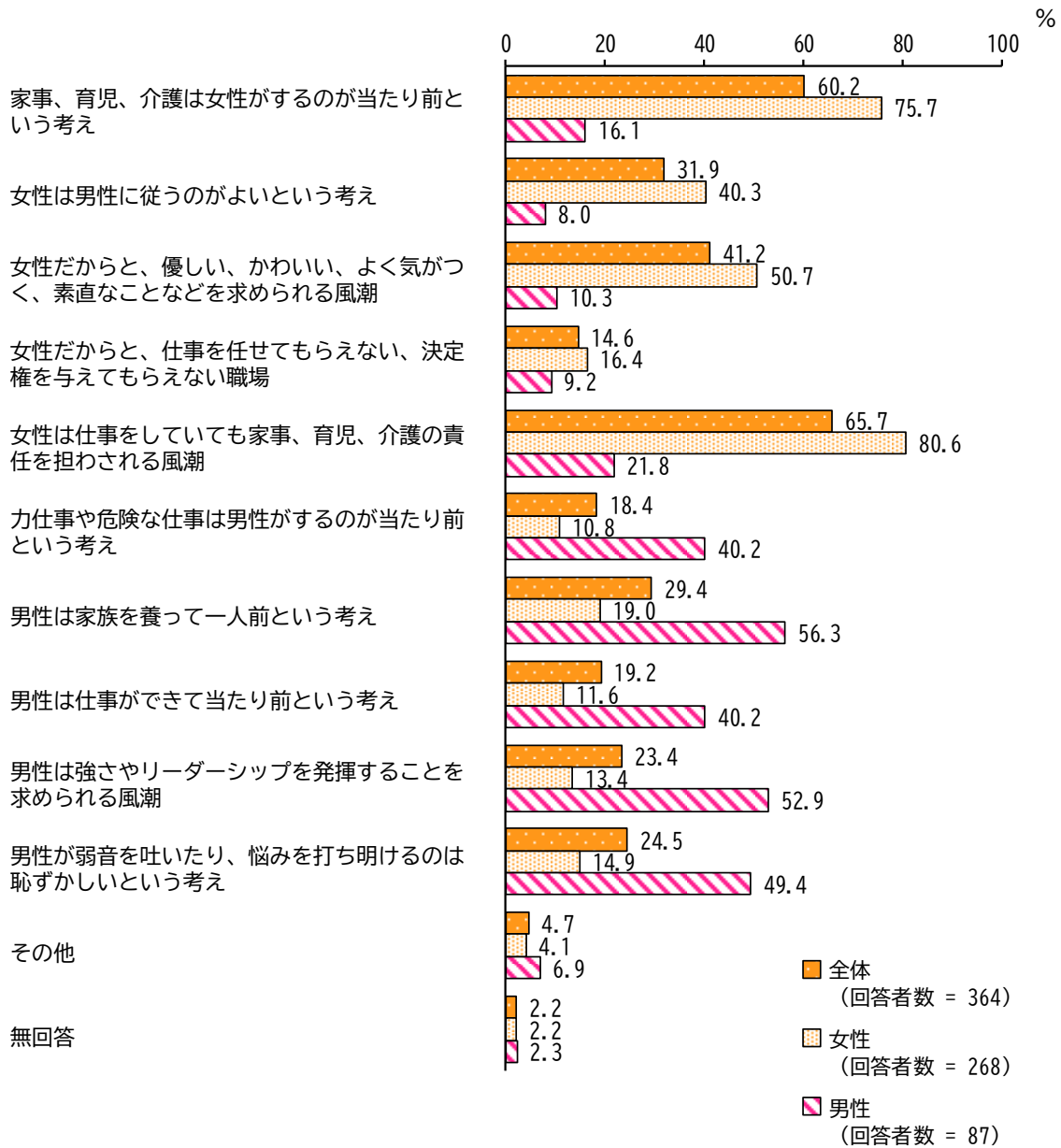
- 市民意識・実態調査の結果では、「女性であること」または「男性であること」によって、負担感や生きづらさを感じたことについて、「ある」が26.6%となっており、性別で比較すると女性の割合が高くなっています。
- 生きづらさを感じた理由について、女性が「家事、育児、介護は女性がするのが当たり前という考え」や「女性は男性に従うのがよいという考え」、男性が「力仕事や危険な仕事は男性がするのが当たり前という考え」と答えた割合が高く、性別を問わず、固定的な性別イメージによる生きづらさを感じています。
- ワークショップにおけるグループワークでは、固定的な性別イメージによる役割分担や偏見があると意見が出た一方で、若年層からはそもそも「男らしさ・女らしさ」を意識したことがないとの意見がでました。
- 今後も、男女共同参画を推進するためには、固定的な性別イメージにとらわれることなく、男女平等意識・人権意識の醸成については継続して実施し、引き続き教育現場や市民向けなど広く浸透を図ることが必要です。
- また、性的マイノリティ等、多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、市民に対して多様性を尊重する意識を醸成する啓発の実施が必要です。

性別によって、負担感や生きづらさを感じたことの有無



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025 年（令和 7 年））

性別によって負担感や生きづらさを感じたとき



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025 年（令和 7 年））

推進施策① 固定的な性別イメージの解消に向けた意識啓発

具体的施策	担当課	番号
様々な機会、方法により、固定的な性別イメージについて、世代間ギャップの解消につながる意識啓発に向けた情報発信や講座を開催します	男女共同参画課 人権啓発課	1
本市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、男女平等意識を高め、固定的性別イメージの解消につながる職員研修を実施します	男女共同参画課 人事課 人権啓発課	2
市の刊行物等において男女共同参画の視点に立った表現を徹底するとともに、すべての世代にわかりやすい表現を心がけます	男女共同参画課 秘書広報課 人権啓発課 関係課	3

推進施策② 人権及び男女共同参画に関する相談の充実

具体的施策	担当課	番号
「女性のための相談」や「男性のための電話相談」等相談窓口や支援制度の周知拡大を図るとともに、多様性への配慮を含め、多様な相談方法の実施による利便性の向上を図ります	男女共同参画課 人権啓発課	4

推進施策③ メディア・リテラシー向上のための教育の推進

具体的施策	担当課	番号
メディア・リテラシー向上のための学習機会や情報提供に努めます	男女共同参画課	5
小・中学生を対象に、インターネットやSNSを活用する能力向上について教育の充実に努めます	学校教育課	6

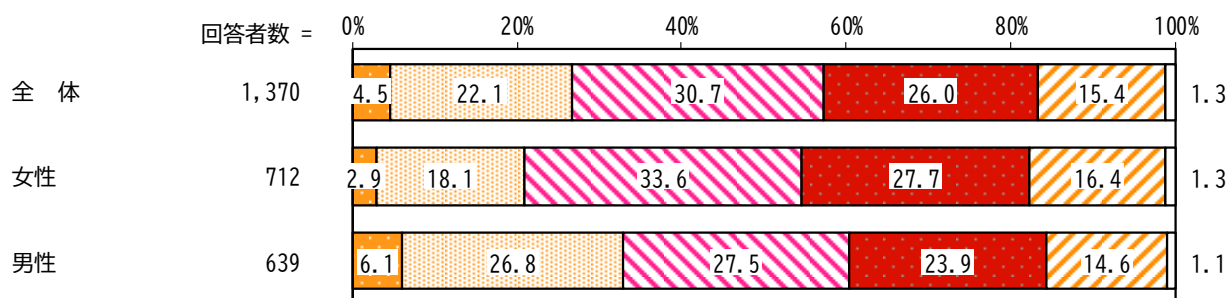
計画課題（２）幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進

現状と課題

- 「夫は働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担意識だけでなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、性別による差別・区別が生じることがあります。
- 無意識の思い込みは、幼少のころから長年にわたり形成されることから、若い世代では保護者や教員・保育者を含めた身近な人間関係の影響を数多く受けることで抱くと考えられています。
- 子どもへの接し方など、教員・保育者への研修を行い、幼少期から、性別にとらわれない教育・学習を推進し、今後も引き続き、固定的性別イメージを払拭していく必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない □ 無回答



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

推進施策④ 男女平等・男女共同参画教育・学習の推進

具体的施策	担当課	番号
ジェンダーや性の多様性に関する理解、男女平等に関する教育・学習の充実に努めます	男女共同参画課 学校教育課	7
児童・生徒の将来の職業選択に関する教育・学習の充実に努めます	学校教育課	8
中学生を対象に男女共同参画ハンドブックを活用し、男女共同参画社会に関する啓発学習を行います	男女共同参画課 学校教育課	9

推進施策⑤ 教育関係者等に対する人権・男女共同参画研修の充実

具体的施策	担当課	番号
人権やハラスメント防止、性差に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する職員研修を実施します	男女共同参画課 学校教育課 保育支援課	10

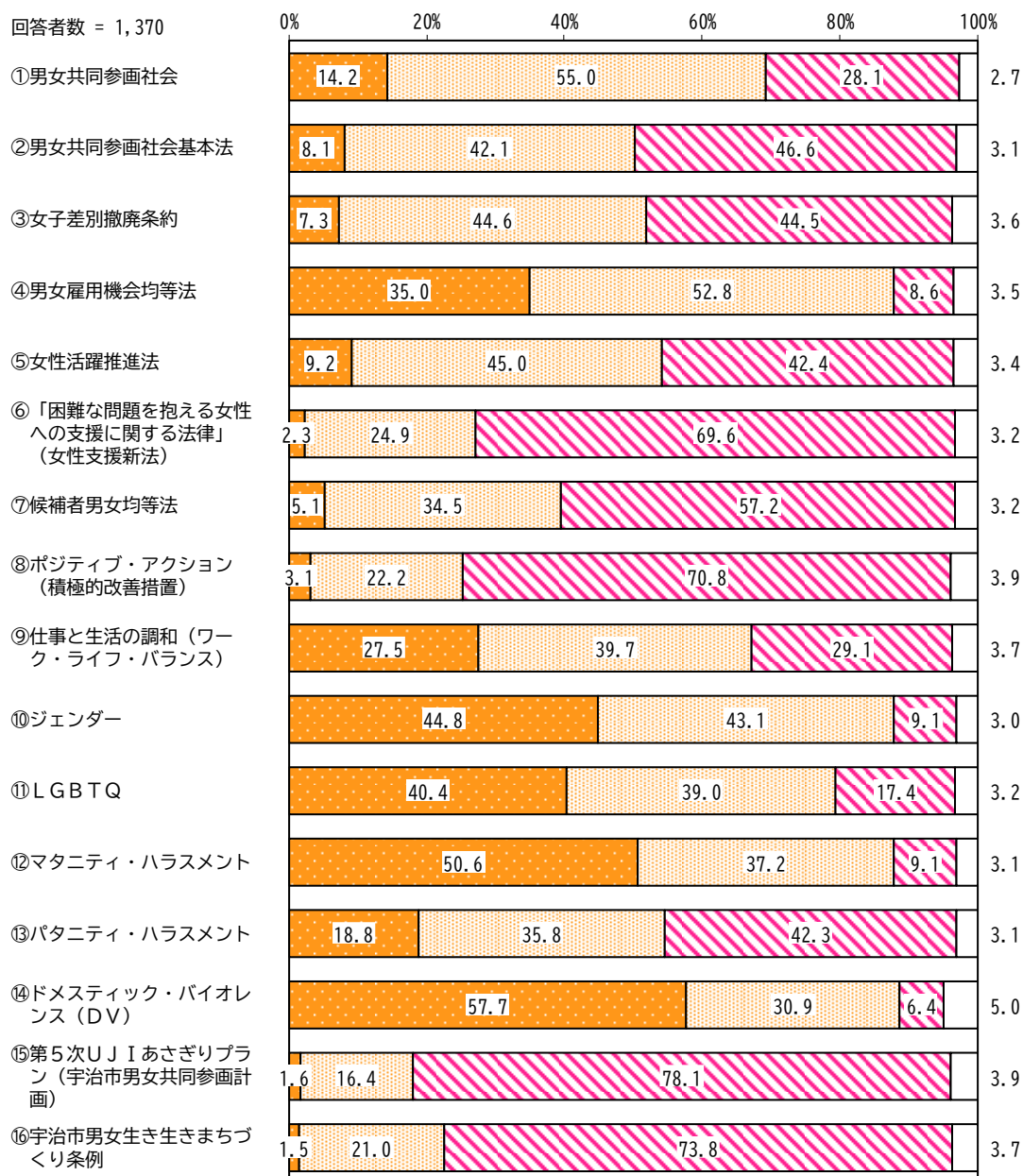
計画課題（３）生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成

現状と課題

- 市民意識・実態調査では、男女共同参画に関する「ことば」や「事柄」について、「内容まで知っている」と「言葉を見たり聞いたりしたことがある」をあわせた割合が９割近くになるものが多いものの、認知度が低い「ことば」や「事柄」も存在します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、広報・啓発活動や講演会等を行い、男女共同参画を進めることは、性別を問わず、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、男女が均等に利益を享受できることへの理解を深め、社会全体で男女平等の考え方を共有し、誰もが生きやすい社会を築くことが必要です。

「ことば」や「事柄」についての認知度

■ 内容まで知っている ■ 言葉を見たり聞いたりしたことはある ■ 全く知らない □ 無回答



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

推進施策⑥ 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画に関する講座や男女共同参画の視点に配慮した講座を開催し、広く市民に学習機会を提供します	男女共同参画課 生涯学習課	11

推進施策⑦ 市民の生涯学習活動の支援

具体的施策	担当課	番号
市民企画事業を市と共催で実施し、市民の活動を支援します	男女共同参画課 生涯学習課	12
男女共同参画に関する図書・資料の充実を図り、学習機会の提供や啓発に努めます	各図書館	13

基本方向２ あらゆる分野における女性の活躍の推進

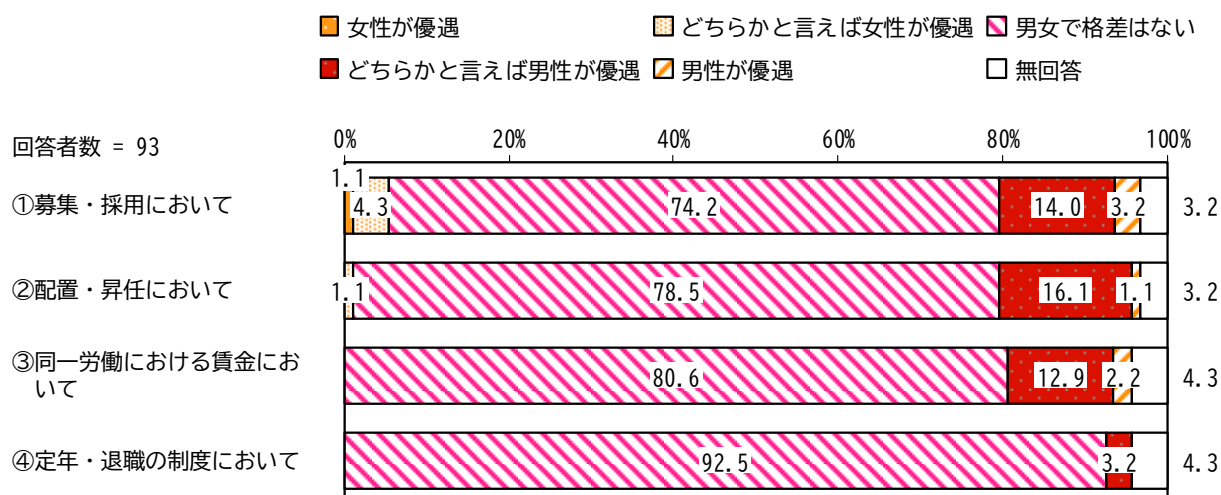
【宇治市女性活躍推進計画】

計画課題（４）職業生活における男女共同参画の推進

現状と課題

- 女性の就業率については、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆるM字カーブ問題はほぼ解消されていますが、一方で出産を契機に女性が非正規雇用化することを表すL字カーブ問題が続いています。
- 事業所調査では、事業所内での性別による取り扱いについて、「募集・採用」、「配置・昇任」、「同一労働における賃金」において、男性が優遇されている結果となり、依然として、職場における男女差が存在していることが見受けられます。
- 女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことは重要であり、就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。
- また、事業所に対しては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めるための啓発を行うことが必要です。

事業所での男女の取扱状況



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

推進施策⑧ 男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進

具体的施策	担当課	番号
庁内におけるハラスメント防止のための研修を実施し、相談体制を強化します	人事課 職員厚生課	14
市内事業所に対して、ハラスメント防止対策義務を始めとする男女雇用機会均等法等の順守を啓発します	産業振興課	15
市民に対して職場のハラスメントの理解と防止の啓発を行います	男女共同参画課	16
市民・事業所に対して、労働契約、労働時間、賃金等の労働相談窓口の周知・広報を行います	産業振興課	17

推進施策⑨ 職業分野における女性の活躍推進

具体的施策	担当課	番号
市内事業所に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定や女性活躍助成金制度の周知・広報を行います	男女共同参画課 産業振興課	18

推進施策⑩ 女性の就業や経営参画の支援

具体的施策	担当課	番号
女性の就業や経営参画など、女性の多様な働き方の実現に向けた講座や相談を実施します	男女共同参画課	19
農業への女性参画を推進するため、情報発信や活動への参加を促進します	農林茶業課	20
京都ジョブパークと地域若者サポートステーション京都南による出張就労相談会を開催し、働く女性へ役立つ情報提供をします	産業振興課	21

計画課題（５）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

- 本市では、審議会への女性委員登用のため、審議会を所管する担当課へ女性が参画しやすいよう規則、要綱等の見直しや改選時の推薦依頼文の例示など啓発を行い、第５次計画策定時から女性委員の登用割合は改善したものの、現計画内で設定した目標値には届いていません。また、女性委員のいない審議会をゼロとする目標も達成できませんでした。
- 目標達成にむけては、担当課への啓発とあわせて、委員推薦時に男女共同参画支援センターの関係団体に協力を依頼するなど、これまで以上に積極的な取り組みが必要です。
- 社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れていることから、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、事業所や地域団体に向けて積極的に働きかけ、あらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の拡大に取り組むことが重要です。
- また、リーダーや役員の性別が慣習や前例等によって偏ることがないように、固定的な性別役割分担意識の見直しについて、周知・啓発を行うことも重要です。

推進施策⑪ 本市審議会等への女性委員の登用推進

具体的施策	担当課	番号
審議会等への女性委員登用の意義を全庁的な共通認識として啓発を進め、女性が参画しやすくなるよう規則や要綱等を見直すなど、女性委員登用を推進します	男女共同参画課 関係課	22

推進施策⑫ 企業・地域団体等の役職における女性登用の促進

具体的施策	担当課	番号
市内事業所に対して、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の理解が深まり、実行にうつせるよう啓発を行います	男女共同参画課 産業振興課	23
地域団体等における女性役員の登用促進について啓発を行います	男女共同参画課	24

推進施策⑬ 市職員における女性登用の推進

具体的施策	担当課	番号
女性職員の能力開発と意欲向上を目的に、女性職員を対象とした研修の実施及び外部研修への派遣を行います	人事課	25
所属長等を対象とした女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発等の取組を実施します	人事課	26
消防職への女性職員の採用・職域拡大の取組を行います	消防総務課	27

計画課題（６）女性のチャレンジ支援

現状と課題

- 女性は、出産や育児、介護によって就労を中断したり、フルタイムで就業するのが難しい状況にあるといった理由から、持っている能力を発揮できていない人が多いと考えられます。
- 様々な制約があるなかでも、一人ひとりの女性が個性と能力を十分に発揮できるような支援が必要です。
- 本市では、女性の多様な働き方を実現するため、起業、就業、再就職、キャリアアップに関する講座を行いました。
- また、女性のキャリアアップやチャレンジ、自己実現欲求も含めて、女性の相談に応じる「ここからチャレンジ相談」を実施しています。
- さらに、「ここからチャレンジ相談」参加者を含め、起業の実践の場として、令和３年度から「ここからチャレンジマルシェ」をＪＲ宇治駅前で開催して、女性のチャレンジを後押しするきっかけづくりを行っています。

推進施策⑭ 女性のチャレンジを可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
ここからチャレンジ相談事業や起業相談事業を充実し、女性の起業、就業、再就職、キャリアアップなどに向けた支援や講座を行います	男女共同参画課 産業振興課	28
女性のエンパワーメントを支援する講座を実施し、女性の就労や起業などのチャレンジを支援します	男女共同参画課	29
紫式部文学賞・市民文化賞を主催して、日本女性文学の継承・発展への貢献と市民文化の向上を図ります	文化スポーツ課	30

推進施策⑮ 女性活躍に向けたネットワークづくりの支援

具体的施策	担当課	番号
ここからチャレンジ相談事業において、相談者同士の情報交換の場となる「起業カフェ yukichi」や「ここからチャレンジマルシェ」を実施し、チャレンジしたい女性同士の交流を促進し、ネットワークづくりを支援します	男女共同参画課	31

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

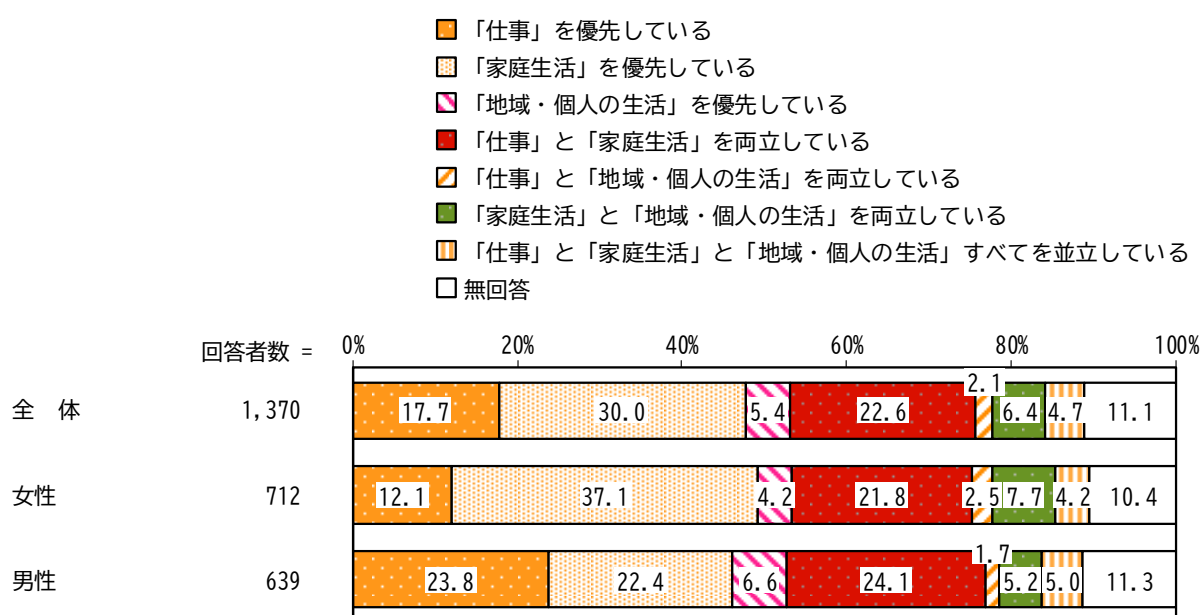
【宇治市女性活躍推進計画】

計画課題（7）男性にとっての男女共同参画の推進

現状と課題

- 本市では、男性を対象とした家事・調理に関する講座を実施し、男性の男女共同参画の推進に努めました。
- しかしながら、市民意識・実態調査の結果、性別によって家庭での役割分担に不満を持っている人の割合を比較すると、女性のほうが家庭内での役割分担に不満を持っている割合が高くなっています。
- また、生活における優先度に関する問いでは、性別を問わず、「仕事」と「家庭生活」の両立を希望する人が多い一方で、女性は「家庭生活」を、男性は「仕事」を優先している割合が高くなり、ワーク・ライフ・バランスの実現できている人は少なくなっています。
- 男性の家事・育児参画を促進し、家事・育児・介護は、家族やパートナーが共同で行うという意識の啓発に努めることで、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進によって、共働き・共育ての実現に向けた取り組みを推進することが必要です。

生活における「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

推進施策⑯ 男性の家事・育児・介護等の参画促進に向けた機会の提供

具体的施策	担当課	番号
家庭内での男女共同参画を推進し、パートナー間のコミュニケーションを深め、家庭内での役割分担について意識啓発を推進するため、男性を対象とした講座を実施します	男女共同参画課	32
健康教育事業や健康づくり・食育アライアンス事業において、男性の参加を促し、健康に関する学習機会を提供します	健康づくり推進課	33
男性を対象とした料理教室を通じて、家庭での役割分担について意識啓発し、パートナー間のコミュニケーションを促進します	人権啓発課	34
男性の育児参加促進のため、妊娠・産後支援事業の教室等を通じて、父親としての心構えや育児に関する学習機会を提供します	保健推進課	35
認知症家族支援プログラム、OB 会などへの男性の参加を促進し、家族介護者の負担軽減と介護者同士の交流機会を提供します	長寿生きがい課	36

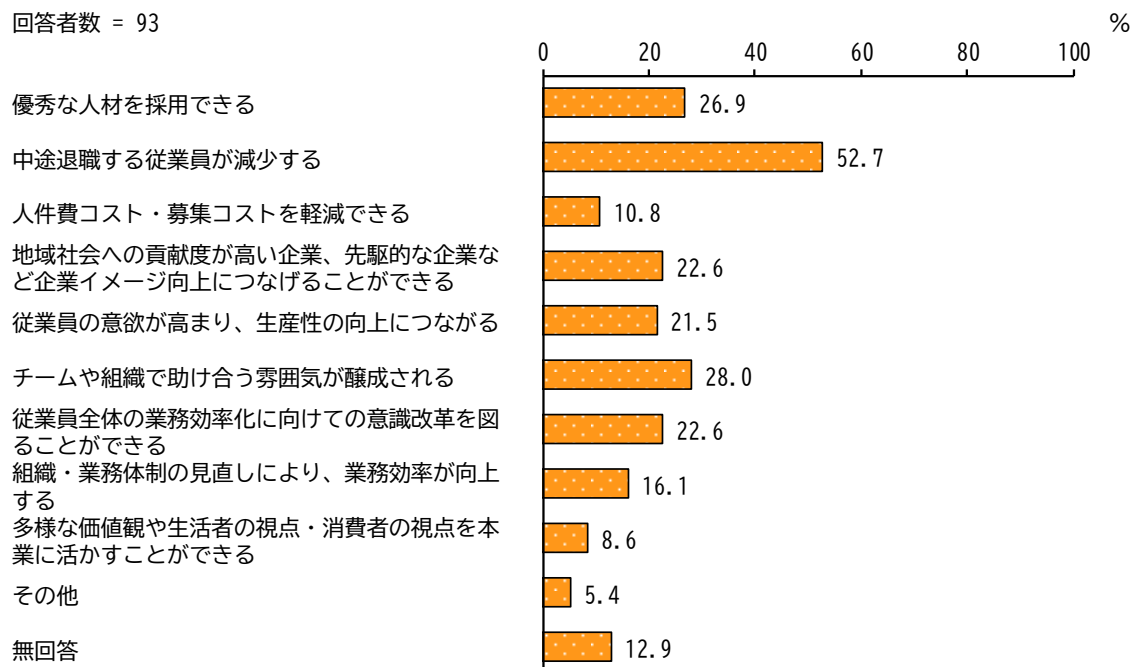
計画課題（８）仕事と育児・介護等との両立支援

現状と課題

- 本市では、情報誌、市ホームページ等多様な媒体を活用してワーク・ライフ・バランスについての啓発を推進しました。
- 事業所調査の結果においても、従業員の両立支援を実施する効果として「離職者が減る」や「チームや組織で助け合う雰囲気が醸成される」といった回答があった一方で、「育児・介護サービス利用料の援助」など、事業所の金銭的負担が増える取組は今後取り組む予定のない事業所も含めて少なくなっています。
- 今後も、男女がともに、仕事と家庭生活等の仕事以外の生活を両立し、誰もが自分の希望する活動に充てる時間を増やせるよう、事業所に対してワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発及び情報提供を推進していく必要があります。
- 子育てや介護等において家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。
- また、休暇の取得や勤務の軽減につながる制度や、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備するため、事業所に対して両立支援対策など周知・啓発を実施することが必要です。

仕事と育児や介護の両立支援を進めることで期待できる効果

回答者数 = 93



資料：宇治市男女共同参画に関する事業所調査（2025年（令和7年））

推進施策⑰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発

具体的施策	担当課	番号
情報誌、ホームページ・SNS等多様な媒体を活用してワーク・ライフ・バランスについての啓発を推進します	男女共同参画課	37
ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた先進的な取組等を実施している市内事業所の情報を発信します	男女共同参画課 産業振興課	38

推進施策⑱ 仕事と育児の両立を可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
延長保育、一時保育、病児保育等の働く男女の仕事と育児の両立のための多様なニーズに対応した保育サービスを実施します	保育支援課	39
柔軟な保育施設の運営等により待機児童の解消を図ります	保育支援課	40
働く男女の仕事と育児の両立のための児童の放課後対策を充実します	こども福祉課	41
市民の相互援助活動としてファミリー・サポート・センターを充実します	こども福祉課	42

推進施策⑲ 仕事と介護の両立を可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
総合相談事業等で介護者の相談支援を行う地域包括支援センターの機能強化を図ります	長寿生きがい課	43
高齢者に対する生活支援サービス事業を充実して家族の負担軽減を図ります	長寿生きがい課	44
介護サービス基盤の整備を行い、適切な介護サービスを提供し、家族の介護を抱えている負担軽減を図り、介護離職を防止します	介護保険課	45

推進施策⑳ 職場における両立支援の促進

具体的施策	担当課	番号
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の関連法の改正情報の周知・広報を行い、事業所における男性の育児休業取得を促進します	産業振興課	46
市内事業所にむけ、さらなる男性の育児休業の促進に向け、次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や両立支援助成金活用制度や、国・京都府の両立支援推進企業認証制度の周知・広報を行います	産業振興課	47
男性職員の育児休業取得率の目標を掲げて、積極的な取得促進に努めます	人事課	48
男性職員向けの説明会「育児パパセミナー」の計画的実施や「男性職員のための育児参加ハンドブック」の活用などにより、男性職員が育児休業を取得しやすい職場意識の醸成を図ります	人事課	49
職員の時間外勤務時間の縮減、年次休暇取得日数の増加の取組を推進します	人事課	50
ファミリーサポート休暇の取得を推進し、男性職員の育児参加を促進します	人事課	51

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

【困難な問題を抱える女性への支援に関する宇治市基本計画】

計画課題（9）あらゆる暴力の根絶

現状と課題

- 本市では、オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン期間に、男女共同参画支援センター関係団体に協力を呼びかけ市内各所で街頭啓発を行いました。
- 今後も、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの市民に向け、あらゆる暴力を根絶するため、相談窓口等の周知を含めて、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発を実施します。
- 性別にかかわらず暴力の加害者、被害者、傍観者とならないために、あらゆる暴力を容認しない社会環境の整備を進め、幼児期からの教育をはじめとした予防啓発の強化を図ります。
- 暴力の根絶のため京都府家庭支援総合センターや警察、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要です。
- また、被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、専門的支援や経済的支援の充実が必要です。

推進施策⑪ 性にに基づくあらゆる暴力の予防と支援の強化

具体的施策	担当課	番号
女性に対する暴力をなくす運動期間に、児童虐待防止推進月間と協働して、「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」啓発とセミナーを実施します	男女共同参画課 こども福祉課	52
市政だより、情報誌、ホームページに加え、SNSなど多様な媒体を活用した性暴力・性犯罪防止等の啓発を推進します	男女共同参画課	53
民間団体等と協働し、中学生を含む若年層を対象に、デートDVやJKビジネス、AV出演強要被害を予防するための講座・啓発を行います	男女共同参画課	54

推進施策⑫ 女性に対するハラスメント防止の強化

具体的施策	担当課	番号
女性相談等において、関係機関、民間団体等と連携し、ハラスメント被害の相談支援を行います	男女共同参画課	55

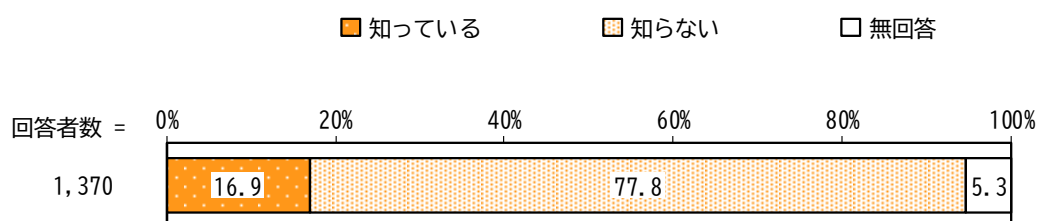
計画課題（10）配偶者等に対する暴力の根絶

【宇治市DV対策基本計画】

現状と課題

- 男女の人権を侵害する暴力行為は、DVに限らず、周囲が気づくのが遅れ、また、被害者が被害を自覚しにくい、また、訴えにくいという深刻な問題があります。
- 市民意識・実態調査の結果では、宇治市が行っている女性のための相談窓口について「知っている」と回答した人の割合が16.9%にとどまっています。
- また、配偶者や親しい間柄（恋人等）の相手から何らかの行為を受けたと回答した方に、そのことを誰かに話したり、相談したかを質問したところ、「誰にも話さず、相談していない」が最も高くなり、多くの被害者が相談していないことが相談窓口認知度の低さとあわせて課題となっています。
- ワークショップでは、被害者が相談しない理由として、相談窓口や支援制度の情報が適切に伝わっていないことが原因であり、これまでの周知活動に加えて、SNSの活用を求める意見が出されました。
- 本市では、相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めていますが、あらたな周知活動を含めて、被害者支援として、関係機関や民間団体等と連携し、さらに踏み込んだ切れ目のない自立支援など、支援体制の強化が必要です。

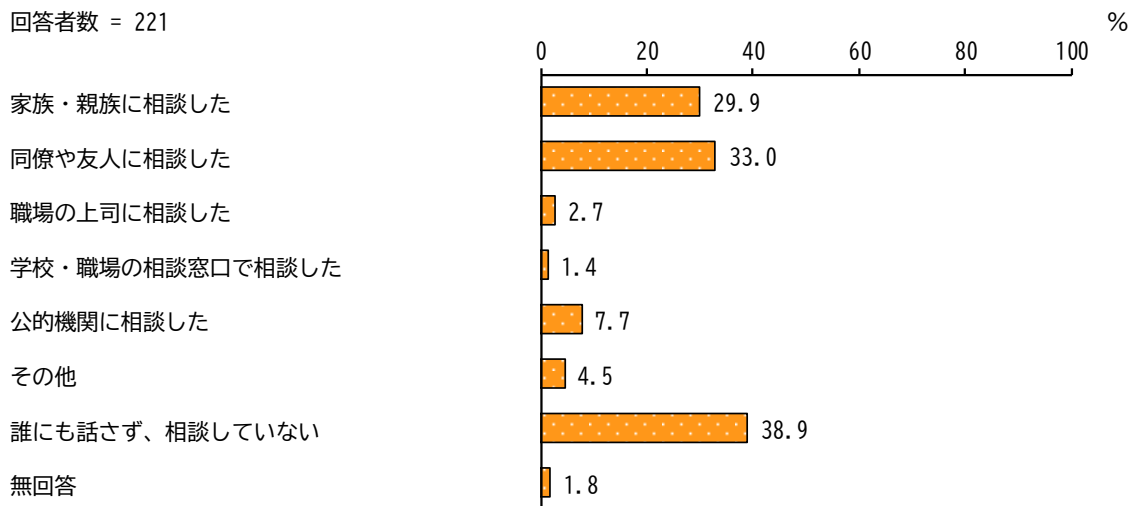
女性のための相談窓口の認知度



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

殴られるなど何らかの行為を受けた際の相談の有無

回答者数 = 221



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025 年（令和 7 年））

推進施策②③ 相談体制と被害者支援の充実

具体的施策	担当課	番号
相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口や被害者支援の周知に努めます	男女共同参画課 人権啓発課 総務課	56
相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関、民間団体等との連携等による被害者支援を実施します	男女共同参画課	57
住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します	市民課	58

推進施策②④ 関係機関等との連携強化

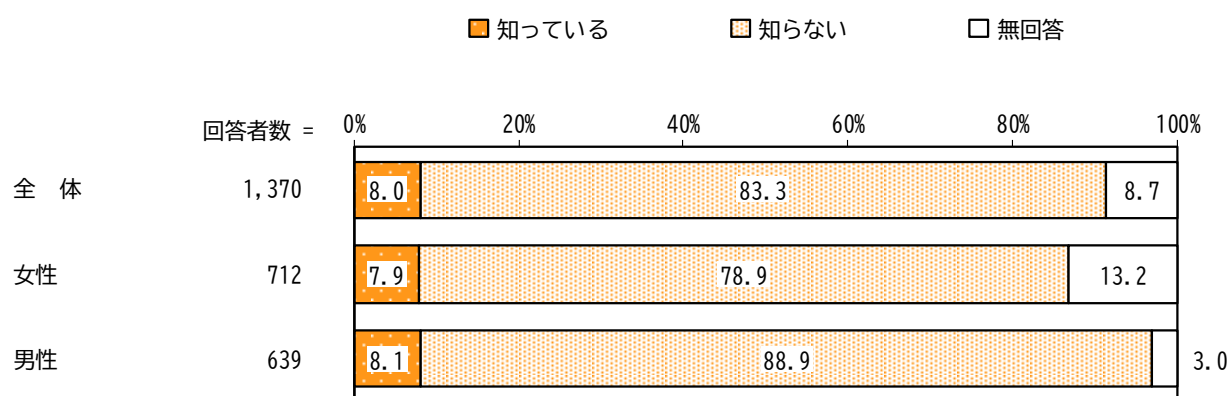
具体的施策	担当課	番号
DV対策ネットワーク会議で、関係機関や民間団体等とDV相談があった場合の連携について意見交換を行い、迅速かつ適切に連携して被害者支援を実施します	男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)	59
庁内連携を強化するために、職員に向けたDV対応の研修実施や、国・京都府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります	男女共同参画課	60
地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び被害者支援の連携強化に努めます	男女共同参画課	61

計画課題（11）困難な状況を抱えた人への支援と多様性を尊重する社会づくり

現状と課題

- 女性は、出産・育児などにより就労を中断せざるを得ないことが多いことや、就労形態も男性に比べて非正規雇用が多いことから、貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えやすいとされています。
- 貧困等生活上の困難な問題を抱える女性は、自ら支援を求めることが難しく、暴力による被害等が背景にある場合があることに留意する必要があります。
- 近年、男性が抱える課題には固定的な性別イメージによる「生きづらさ」があるにもかかわらず、男性は周囲に助けを求めることが困難と感じることも多く、社会からの孤立につながることがあります。
- 加えて、高齢者や障害者、外国人、同和問題の当事者であること、性的マイノリティであることで社会的に困難を抱えている人は、それぞれが抱える困難とあわせて固定的な性別役割分担意識を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあり、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、多様性を尊重する地域社会づくりが求められます。
- 様々な原因や背景による困難な状況を抱えた人には、それぞれの置かれている状況を的確に把握し、切れ目のない包括的な支援が必要となります。
- また、困難な状況を抱えた人への支援は、その本人だけでなく、家族や周囲の人など、支える側の負担も大きいことから、社会全体の理解を深めることが重要です。

男性のための電話相談窓口の認知度



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025 年（令和 7 年））

推進施策②⑤ 生活上の困難に直面した女性等への支援

具体的施策	担当課	番号
ひとり親家庭への経済・生活・就労支援制度の周知を進め、必要な支援を提供します	こども福祉課	62
ひとり親家庭の相互交流と福祉の向上を図るために、母子寡婦団体（宇治市連合母子会）への活動支援を行います	こども福祉課	63
一人ひとりのおかれた状況に応じて必要な情報の提供及び助言を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります	地域福祉課 生活支援課	64
「男性のための電話相談」で男性が抱える課題に対応するほか、男性への支援・相談体制について、関係機関・民間団体との連携を強化します	男女共同参画課	65

推進施策②⑥ 高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり

具体的施策	担当課	番号
個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	66
随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康づくり推進課	67
性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的マイノリティへの配慮を啓発します	人権啓発課 男女共同参画課	68

計画課題（12）生涯を通じた性差を考慮した健康支援

現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができるとは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。
- 女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なることから、男女ともに自分自身及び互いの身体の特性・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要です。
- 市民等が行う男女共同参画を推進するための活動の促進を目的とする「市民企画事業」においても、本課題に該当する事業の応募が多く、開催された講座への参加者が性別を問わず多いことから、市民の健康への意識の高さが見受けられます。
- 生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。
- 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアは、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組です。
- 近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、市民の誰もが性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

推進施策②⑦ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及・啓発

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画支援センター情報ライブラリーに「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の関連図書等を配架し、市民の学習機会の提供、啓発を行います	男女共同参画課	69
母子保健事業を通じて情報提供と相談対応を行います	保健推進課	70

推進施策②⑧ 発達段階に応じた性教育・健康教育の推進

具体的施策	担当課	番号
子どもの発達段階に応じた性教育を充実させ、プレコンセプションケアの推進に努めます	学校教育課	71
小・中・高校に沐浴人形を貸出し、児童・生徒を対象とした乳児沐浴体験実習などを通じて、次代の親となる意識の醸成を行うなど、プレコンセプションケアの推進に努めます	保健推進課	72

推進施策⑳ 生涯の各時期に応じた心身の健康対策の推進

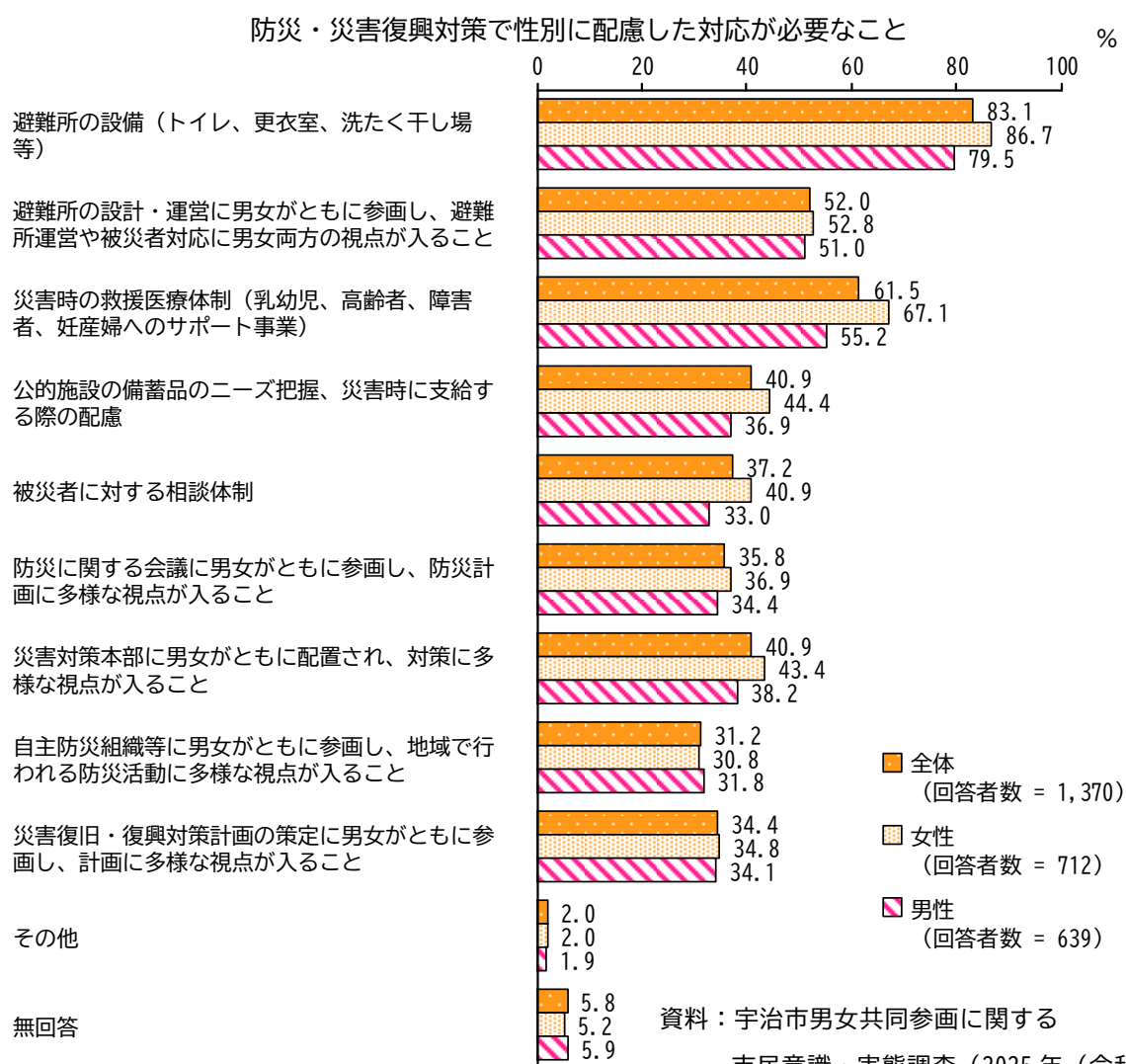
具体的施策	担当課	番号
女性の健康週間において、健康セミナーや「こころとからだの相談」事業を実施して、生涯を通じた女性の心身の健康保持増進ができるよう、学習課会の提供など女性の健康教育を推進します	男女共同参画課	73
健康相談を随時受け付けるほか、各種イベント時に出張健康相談を実施し、健康に関する普及啓発を実施します	健康づくり推進課	74
小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教員からの相談についてきめ細やかに対応します	教育支援課	75
がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療につなげます 受診率向上のために、特定の対象者への受診勧奨を行い周知を強化します	健康づくり推進課	76
不妊治療及び不育治療に対する経済的負担の軽減を図ります	保健推進課	77
妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、こども家庭センターの事業を充実します	保健推進課	78
自殺予防に関する啓発を推進するとともにゲートキーパーの養成を強化します	地域福祉課 男女共同参画課	79

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

計画課題（13）地域防災における男女共同参画の推進

現状と課題

- 災害対応に当たっては、女性職員の配置や構成員となる男性職員に対して男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行う必要があり、災害対策本部地区班員にむけた「男女共同参画の視点に立った避難所運営」について研修を実施しました。
- また、宇治市消防団あさぎり分団は市内各地で予防啓発活動を実施し、幅広い年齢層に火災予防を呼びかける活動を行うとともに、「UJI あさぎりフェスティバル」で分団の活動を紹介するなど、地域の女性の主体的な防災・減災活動への参加を推進しています。
- 災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じること、市民への防災意識の普及・啓発により、地域防災力の向上につなげ、災害に強い安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。



推進施策③⑩ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

具体的施策	担当課	番号
宇治市災害ボランティアセンターの活動を支援します	地域福祉課	80
防災出前講座等を通じて男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進を図ります	危機管理室	81

推進施策③⑪ 男女共同参画の視点に立った災害時の対応の推進

具体的施策	担当課	番号
避難所運営の担当職員として地区班に女性職員を配置し、男女共同参画の視点に立った避難所運営を想定した訓練・研修を行います	危機管理室	82

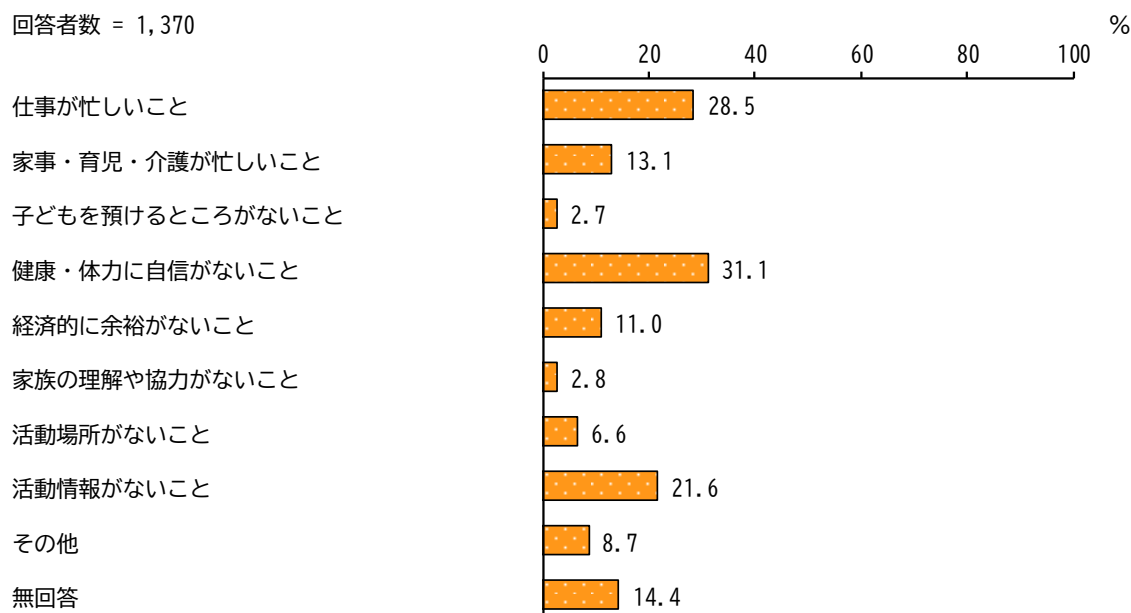
計画課題（14）市民等との協働の推進

現状と課題

- 本市では、UJIあさぎりフェスティバルなど、各種イベントや人権講座の開催を通じて、男女共同参画の学習機会を提供しました。また、男女共同参画支援センター関係団体への参加を促進したほか、関係団体交流会を開催し、団体間の交流・連携を推進しました。
- 市民意識・実態調査の結果では、地域活動に参加する際に、支障となることについて、「健康・体力に自信がないこと」が最も高く、次いで「仕事が忙しいこと」が高くなっていますが、性別でみると、「家事・育児・介護が忙しいこと」が男性に比べて女性に多く、家庭での固定的な性別イメージによる役割分担が女性の地域活動参加への支障となっていると思われます。
- 地域で解決すべき社会課題の克服を促進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりには、市民にとって身近な暮らしの場である、地域における活動に男女が対等な立場で協力し合うほか、様々な分野における女性や若者の参画が進み、地域の多様性を尊重し、地域社会の活力を高めるための男女共同参画の視点が必要です。
- 市民、地域団体、事業所など、多様な人材が参画し、多様性が尊重される地域社会の実現には、世代や地域、団体の枠を超えて協力し合い、それぞれの得意分野や特徴を生かすことができる仕組みづくりが重要です。

地域活動に参加する際に支障となること

回答者数 = 1,370



資料：宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2025年（令和7年））

推進施策③ 男女共同参画のまちづくりに向けた市民活動の促進

具体的施策	担当課	番号
各種イベントや人権講座の開催を通じて、男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画課 人権啓発課	83
市内の地域団体や事業所からの依頼に応じて女性問題アドバイザーを派遣し、男女共同参画に関する学習を支援します	男女共同参画課	84

推進施策③ 市民等との連携・協働事業の推進

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画支援センター関係団体への参加を促進し、団体交流会を実施するなど、団体間のネットワークづくりを推進します	男女共同参画課	85
宇治市女性の会連絡協議会の活動を支援します	生涯学習課	86
市民、文化芸術団体等と協働して文化芸術活動を促進します	文化スポーツ課	87
町内会・自治会などの地域団体の主体的な取組を支援します	市民協働推進課	88
市民等と協働による実行委員会形式でU J I あさざりフェスティバルを実施します	男女共同参画課	89
市民団体やグループ、事業所等が企画して実施する男女共同参画のための事業を支援する市民企画事業を実施します	男女共同参画課	90

第 3 章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

①宇治市男女共同参画施策推進会議（以下、「推進会議」という。）

副市長を委員長として、市長公室長、危機管理監、各部長、理事、議会事務局長、消防長で構成し、本計画の推進に関する総合調整を行います。

②宇治市男女共同参画施策推進会議幹事会

男女共同参画課長を座長として、関係課長で構成し、本計画の推進に関する具体的事項について検討します。

③具体的施策担当課

具体的施策ごとに所管する担当課への積極的な取組の働きかけを行うとともに協力して取組を行います。

(2) 宇治市男女共同参画審議会

本計画の推進に関する重要事項について意見を聞き、計画推進に反映します。

〈宇治市男女共同参画審議会〉

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第26条の規定に基づき設置している地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関。

学識経験者や関係団体の代表及び市民代表で構成し、本市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議等を行っています。

(3) 宇治市男女共同参画支援センター

JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）に設置している「宇治市男女共同参画支援センター」において、本計画に定める施策を具体的施策担当課の取組と併せて推進し、当センターを男女共同参画のための市民活動・市民交流の拠点として一層の活用を図ります。

(4) 計画の周知

本計画を広く周知し、男女共同参画の推進に関する市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

2 計画の進行管理・評価・公表

(1) 数値目標等の設定

本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を設定します。とりわけ、本市における女性職員の管理監督者への登用、本市が設置する審議会等の委員の構成については、国の目標値を踏まえながら段階的に目標値を設定し、積極的に男女の均等を図るよう努めます。

(2) 進行管理・評価

本計画は、推進会議において計画的に進行管理を行うこととし、数値目標に設定した項目については可能な限り毎年度、数値を把握し、施策の進捗状況の評価を行います。

また、施策の実施状況をとりとまとめ、宇治市男女共同参画審議会の意見を聞きながら、以後の施策に適正に反映させるよう努めます。

(3) 実施状況の公表

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条の規定に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、市のホームページ等において公表します。

3 市民等との連携・協働の推進

(1) 関係機関・民間団体等との連携

本計画を効果的に推進するため、国・京都府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。とりわけ困難な問題を抱える女性等への支援については、配偶者暴力相談支援センター・女性相談支援センターの機能を有する「京都府家庭支援総合センター」及び「京都府南部家庭支援センター」をはじめ、京都弁護士会等の関係機関、また、困難な問題を抱える女性等を支援している民間団体と宇治市DV対策ネットワーク会議を通じて、より一層連携を強化します。

(2) 市民等との協働

本計画の推進にあたっては、市民等が行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、本市と市民等との協働を積極的に推進します。

4 計画の推進にかかる目標値・指標値

基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

項目	第5次計画 策定時 (2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2030・R12)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度※1	71.8%	69.2%	80%
「男女平等の考え方」が前進したとする人の割合 ※1	48.8%	52.1%	60%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 ※1	52.7%	56.7%	70%

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第5次計画 策定時 (2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2030・R12)
ハラスメントへの対策を講じている事業所の割合 ※1	15.4%	32.2%	40%
本市管理監督者への女性職員の登用割合 ※2	22.1%	21.9%	(25%) ※3
本市審議会等における女性委員の登用割合※2	28.6%	33.0%	40%
女性委員がいない本市審議会等（女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数）※2	11/94	8/84	0

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

項目	第5次計画 策定時 (2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2030・R12)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の 認知度 ※1	60.5%	67.2%	80%
本市男性職員の育児休業取得率（取得者数/対 象者数）※2	11.1%	58.1%	(30%) ※3
育児を支援する対策を講じている事業所の割 合 ※1	57.8%	58.1%	70%
介護を支援する対策を講じている事業所の割 合 ※1	46.0%	50.5%	60%

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第5次計画 策定時 (2020・R2)	現状値 (2024・R6)	目標値・指標値 (2030・R12)
男女共同参画支援センター（ゆめりあうじ） 女性のための相談窓口の認知度 ※1	18.4%	16.9%	30%
男女共同参画支援センター（ゆめりあうじ） 男性のための電話相談窓口の認知度 ※1	7.7%	8.0%	20%
「デートDV」という言葉の認知度 ※1	27.4%	60.4%	70%

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第5次計画 策定時 (2020・R2)	現状値 (2025・R7)	目標値・指標値 (2030・R12)
地域活動へ参加したことがある人の割合 ※1	70.3%	66.4%	80%

指標値は、現状の数値に10%を加算し、1の位を四捨五入した数値としています。また、第5次計画策定時より現状値が下がっているものは、指標値を前回（R7）のままとしています。

※1 は、指標値で、市民意識実態調査・事業所調査により把握する数値です。

※2 は、目標値で、庁内関係課への進捗状況調査により毎年把握する数値です。

※3 は、次期宇治市次世代育成支援特定事業主行動計画及び宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画で設定されるため、初案では第5次計画での目標値を記載しています。

なお、目標値は、本市の状況や本市の他の計画の目標値等を踏まえて設定しています。国や京都府の動向を踏まえ、変更することがあります。